

座間市障害者計画

第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画
(平成30年度～32年度)



座間市マスコットキャラクター
ざまりん

平成30年3月

座間市

～ はじめに ～

わが国の障がい福祉施策は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

座間市においてもこの理念のもと平成15年3月より「障害者計画」を、また、平成18年度の障害者自立支援法施行に基づき「障害福祉計画（第一期）」を策定し、その時代に即した改定を行ってまいりました。

前回平成27年度において両計画を改定してから今回の改定までに障害者差別解消法が施行（平成28年4月）され、さまざま分野において、障がい者差別の禁止、合理的配慮が求められることとなりました。

また、今回の計画から、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られるよう、市町村障害児福祉計画の策定が位置付けられました。

こうした背景の中、本市においては、平成30年度から平成32年度までの3か年の「障害者計画 障害福祉計画（第五期）・障害児福祉計画（第一期）」を一体的に策定いたしました。

今後も引き続き地域生活を支える体制づくりや安定したサービスの提供に努めてまいり、「支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち」づくりにまい進することをお誓い申し上げます。

結びになりますが、今回の計画改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に深く感謝申し上げます、発刊のことばとさせていただきます。

平成30年3月

座間市長 遠 藤 三紀夫

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
第2章 障がい者の現状	7
1 身体障がい者の状況	7
2 知的障がい者の状況	8
3 精神障がい者の状況	9
4 特別支援教育の状況	10
5 障がい児保育の状況	11
第3章 障がい福祉の課題	12
1 障がい者福祉全般の課題	12
1) 現行施策の進捗状況からみた課題	12
2) アンケート調査からみた課題	14
2 障がい種別にみた課題	15
第4章 計画の考え方	17
1 計画の基本的考え方	17
1) 基本理念	17
2) 基本目標	18
2 計画の体系	19
第5章 障害者計画	20
1 お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる	20
1) 意識啓発	20
2 自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる	24
1) 生活支援	24
2) 教育・育成	38
3) 雇用・就業	44
4) 保健・医療・補装具	48
3 支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる	53
1) 地域福祉の推進	53
2) 情報・意思疎通	59
4 安心して暮らせるまちをつくる	63
1) 生活環境	63
第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画	70
1 障害福祉サービスの概要	70
1) 障害者総合支援法のこれまでの経緯	70
2) 障害福祉計画の対象となるサービスの構成	71
2 障害福祉サービス等の利用状況	72
1) 障害福祉サービス・相談支援	72
2) 地域生活支援事業・その他の事業	74
3 平成32年度の成果目標の設定	76
1) 施設入所者の地域生活への移行	76
2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	77
3) 地域生活支援拠点等の整備	77
4) 福祉施設から一般就労への移行等	78
5) 障がい児支援の提供体制の整備等	79

4 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	80
1) 訪問系サービス.....	80
2) 日中活動系サービス.....	81
3) 居住系サービス.....	84
4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援.....	85
5) 障がい児対象.....	86
5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	87
1) 相談支援.....	87
2) 成年後見制度利用支援事業.....	88
3) 成年後見制度法人後見支援事業.....	88
4) 意思疎通支援事業.....	89
5) 日常生活用具給付等事業.....	89
6) 移動支援事業.....	90
7) 地域活動支援センター事業.....	91
8) その他.....	92
第7章 計画の推進及び評価.....	95
1 計画の推進体制.....	95
1) 関係機関・団体との連携.....	95
2) 障害保健福祉圏域における連携.....	95
2 計画の進行管理及び評価.....	95
用語解説.....	96
◆資料編.....	103

「障がい者」等の表記について

本計画では、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。



第1章 計画の概要

1 計画見直しの趣旨

座間市では「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とする障害者基本法に基づき、平成27年度から平成29年度を計画期間として、「座間市障害者計画」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく「座間市障害福祉計画」を第四期の計画として策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

このような中、近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害者の権利に関する条約第2条）とする障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

平成25年には、平成18年に施行された障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正し、施行されました。その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

平成28年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行なわれました。また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られるよう、新たに「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

そして、平成28年7月26日、神奈川県立の障害者支援施設である「津久

井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生しました。県では同年に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、平成29年に「津久井やまゆり園再生基本構想」を取りまとめました。

本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく第五期の計画として「市町村障害福祉計画」を見直し、新たに児童福祉法に基づく「座間市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

【障害福祉施策に関する主な法律の施行等】

年		主な法律の施行等	内容
2007	平成 19年	「障害者の権利に関する条約」署名	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
2010	平成 22年	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の一部改正	発達障がい、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化
2011	平成 23年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がいがある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める
2012	平成 24年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
2013	平成 25年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など
2013	平成 25年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
2013	平成 25年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年4月施行予定）	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど
2014	平成 26年	「障害者の権利に関する条約」批准	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
2016	平成 28年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法の一部を改正する法律 成立	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図る
2016	平成 28年	成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行	成年後見制度の利用の促進のために基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定める

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」(第五期) 及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものです。

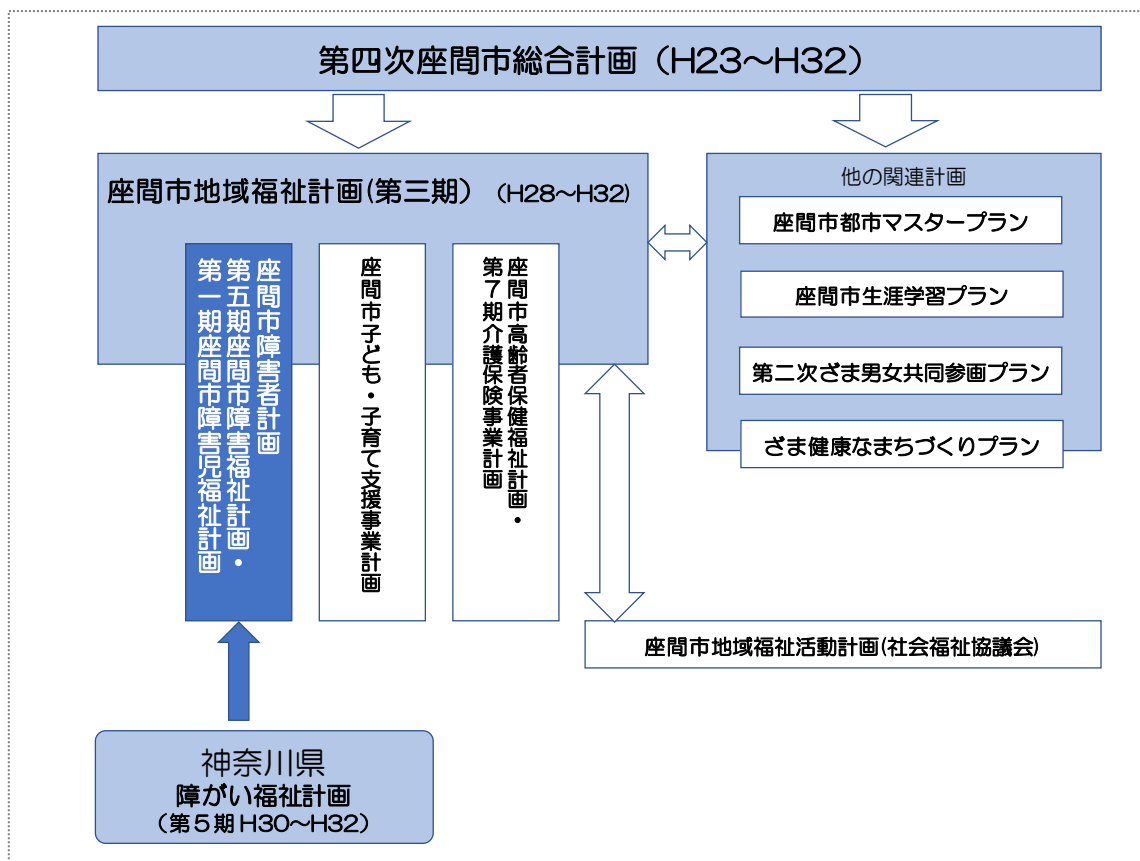
「座間市障害者計画」は、国や県の障害者計画を基本とする計画であるとともに、「第四次座間市総合計画」の基本構想のもと、福祉の分野における部門別計画として策定されている「座間市地域福祉計画」(第三期) の個別計画です。

「座間市障害福祉計画」は、国が定める基本指針に即し、「座間市障害者計画」の生活支援の部分にあたる障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

「座間市障害児福祉計画」は、国が定める基本指針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

これらの計画は、座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、座間市子ども・子育て支援事業計画、座間市地域福祉活動計画(座間市社会福祉協議会)などの関連分野の計画との整合性を図るよう努めました。

図 計画の位置づけ



	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成28年4月1日一部改正法施行)	改正障害者総合支援法 (平成30年4月1日施行)	改正児童福祉法 (平成30年4月1日施行)
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第11条第1項) ・長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした座間市総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

【参考】

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、「障害児福祉計画」を定めるものとする。

3 計画の期間

計画期間は、座間市障害者計画、座間市障害福祉計画、座間市障害児福祉計画ともに平成 30 年度から平成 32 年度までとします。

なお、今後の国の法律の動向や社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

図表 計画の期間

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
		見直し			見直し			見直し			
座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第三期)			座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第四期)			座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第五期) 座間市障害児福祉計画 (第一期)			次期計画		

第2章 障がい者の現状

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳交付数の推移をみると、平成 28 年まで増加傾向で推移しており、平成 29 年 4 月 1 日現在で 3,654 人となり、総人口に占める割合は 2.8%です。

障がいの部位別では、肢体不自由が 1,898 人（51.9%）と多数を占めています。

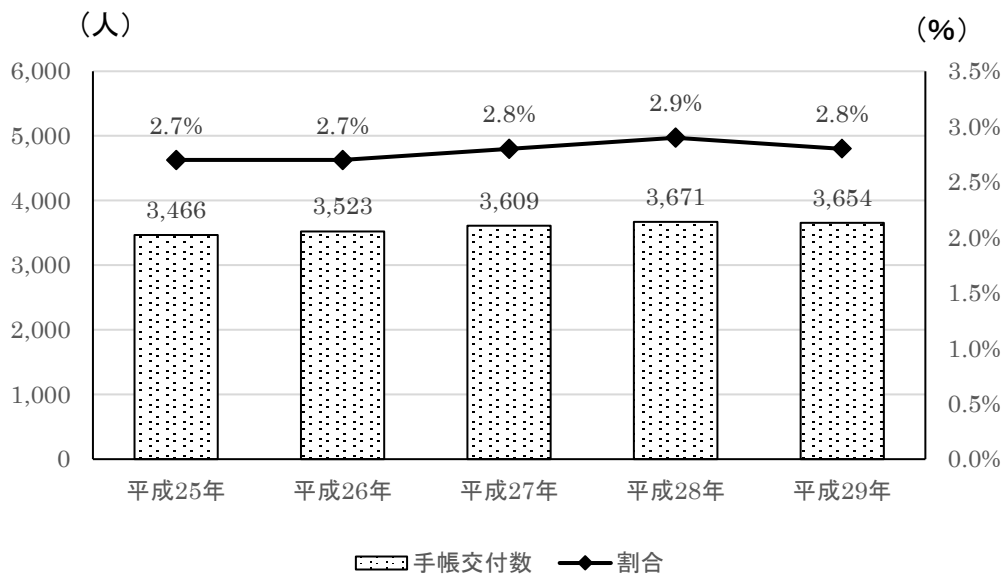


表 身体障害者手帳交付数の推移

項目	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳交付数 (人)	3,466	3,523	3,609	3,671	3,654
総人口 (人)	129,807	129,120	128,874	128,661	129,277
総人口対比 (%)	2.7%	2.7%	2.8%	2.9%	2.8%

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）

表 障がいの部位別身体障害者手帳交付数の推移

障がいの部位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	222	218	213	219	215
聴覚・平衡障がい	269	281	276	299	302
音声・言語障がい	53	51	48	46	45
肢体不自由	1,831	1,858	1,941	1,948	1,898
内部障がい	1,091	1,115	1,131	1,159	1,194
計	3,466	3,523	3,609	3,671	3,654

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）

※障がいが重複している方は最も重い部位で計上

2 知的障がい者の状況

療育手帳交付数の推移をみると、増加傾向にあり平成29年4月1日現在で941人です。障がいの程度別では、軽度が391人（41.6%）と多数を占めています。

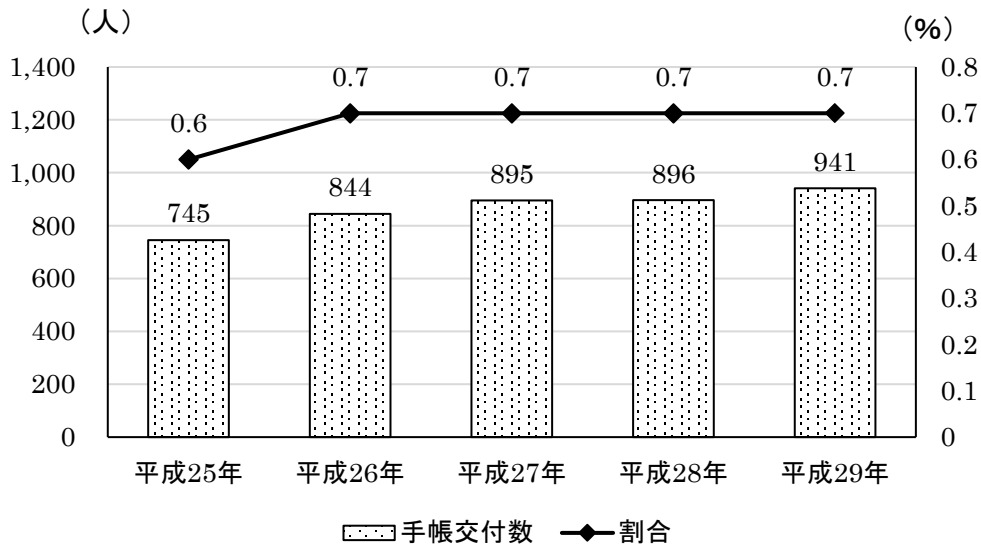


表 療育手帳交付数の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
療育手帳交付数 (人)	745	844	895	896	941
総人口 (人)	129,807	129,120	128,874	128,661	129,277
総人口対比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

表 障がいの程度別療育手帳交付数の推移

程度区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
最重度	障がい児	38	42	38	33	31
	障がい者	92	107	114	105	112
	計	130	149	152	138	143
重度	障がい児	57	46	49	51	48
	障がい者	105	122	124	118	120
	計	162	168	173	169	168
中度	障がい児	40	54	54	51	51
	障がい者	155	180	185	179	188
	計	195	234	239	230	239
軽度	障がい児	115	121	141	163	181
	障がい者	143	172	190	196	210
	計	258	293	331	359	391
合計	障がい児	250	263	282	298	311
	障がい者	495	581	613	598	630
	計	745	844	895	896	941

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移をみると、平成25年以降、急速に増加し平成29年4月1日現在で1,184人です。2級が717人（60.6%）と多数を占めています。

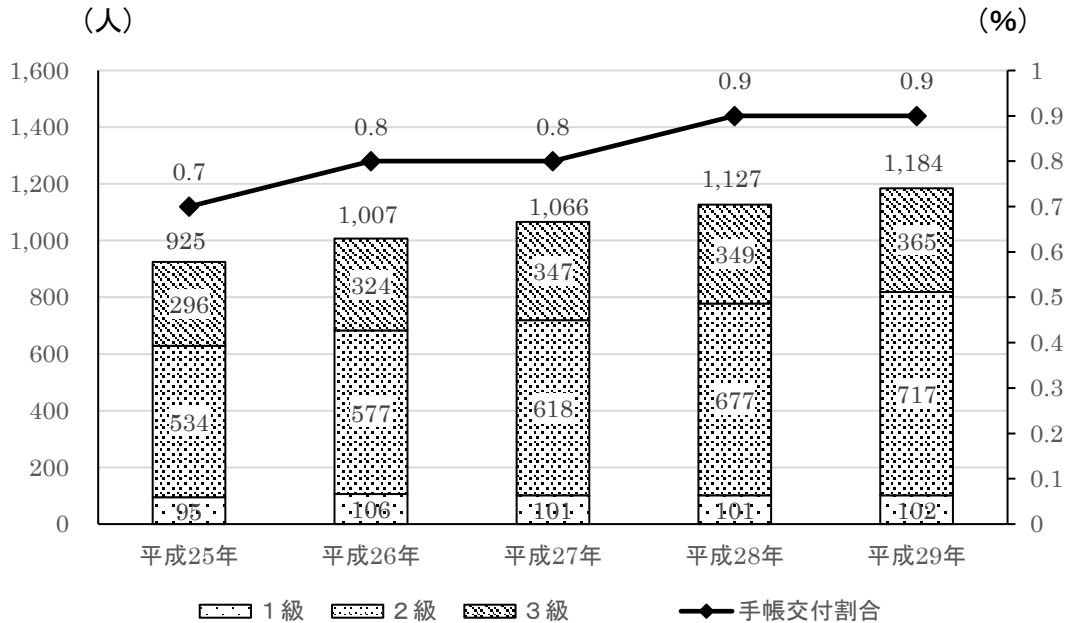


表 精神障害者保健福祉手帳交付数、自立支援医療（精神通院）利用件数の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者保健福祉手帳交付数（人）	925	1,007	1,066	1,127	1,184
1級（人）	95	106	101	101	102
2級（人）	534	577	618	677	717
3級（人）	296	324	347	349	365
総人口（人）	129,807	129,120	128,874	128,575	129,277
総人口対比（%）	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9
精神通院医療利用件数（件）	1,777	1,847	1,966	2,026	2,144

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

4 特別支援教育の状況

市内特別支援学級の在籍状況をみると、平成 29 年 5 月 1 日現在の在籍数は、小学校で 128 人、中学校で 62 人です。

特別支援学校への在籍状況をみると、平成 29 年 5 月 1 日現在の在籍数は小学部で 22 人、中学部で 23 人、高等部では 62 人です。

表 市内特別支援学級在籍状況

【小学校】

学校数	特別支援学級 設置校数	区 分	学 級 数	在籍児童数
11	11	知的障がい	14	64
		肢体	6	6
		虚弱	2	4
		弱視	0	0
		情緒障がい	12	54
		計	34	128

【中学校】

学校数	特別支援学級 設置校数	区 分	学 級 数	在籍生徒数
6	6	知的障がい	7	33
		肢体	1	1
		虚弱	0	0
		弱視	2	2
		情緒障がい	6	26
		計	16	62

資料：庁内資料（平成 29 年 5 月 1 日現在）

表 特別支援学校在籍状況

区 分	在籍児童・生徒数
小学部	22
中学部	23
高等部	62
計	107

資料：庁内資料（平成 29 年 5 月 1 日現在）

5 障がい児保育の状況

市内障がい児保育の在籍状況みると、平成 29 年 4 月 1 日現在の在籍障がい児数は、公立保育園で 58 人、私立保育園で 10 人です。

表 市内障がい児保育在籍状況

区分	保育園数	統合保育実施所数※1	加配対象児童数※2
公立保育園	9	9	58
私立保育園	14	5	10
計	23	14	68

資料：庁内資料（平成 29 年 4 月 1 日現在）

- ※1 統合保育：障がいをもった児童、障がいをもっていると思われる児童を健常児とともに教育・保育すること。
- ※2 加配対象児童とは、主な援助者となる保育士の配置が必要な児童のこと。なお、私立保育園の加配対象児童数については、特別児童扶養手当受給児童、座間市民間保育所運営費補助金交付要綱の第 2 条で定める障害児保育奨励費及び障害児保育費の対象となる児童

第3章 障がい福祉の課題

1 障がい者福祉全般の課題

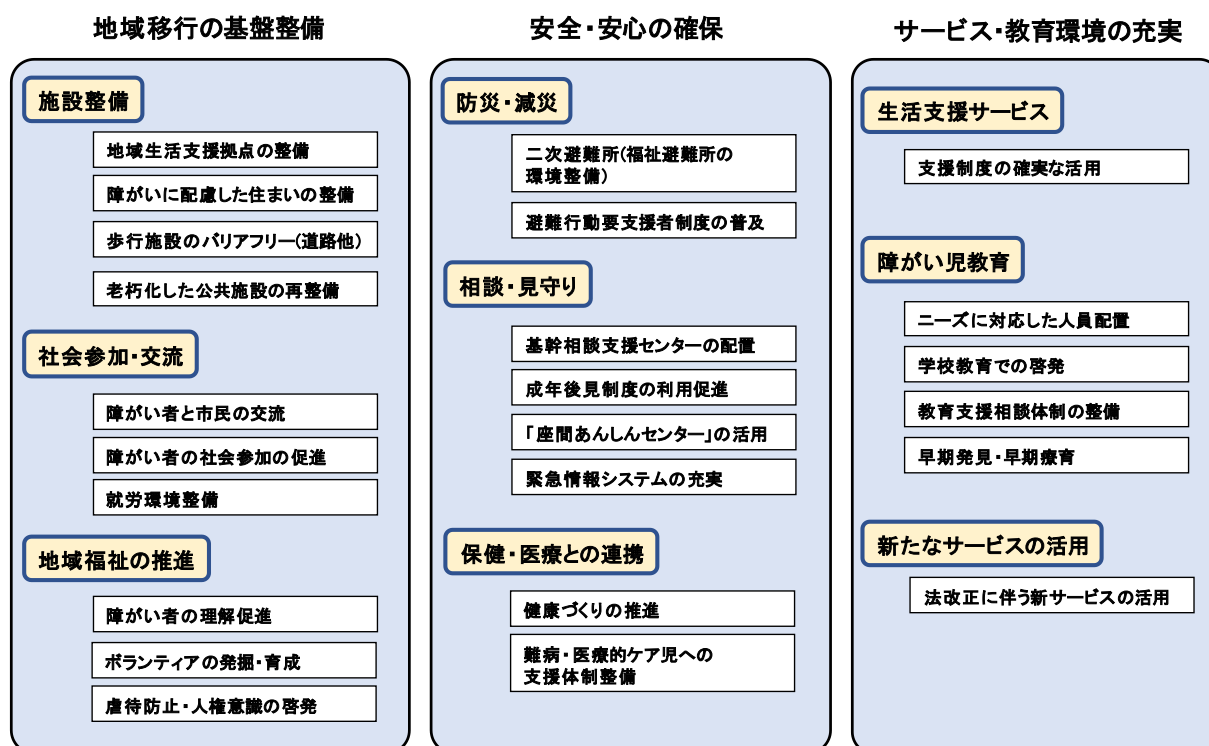
1) 現行施策の進捗状況からみた課題

座間市障害者計画、第四期障害福祉計画に基づいて積極的に施策の展開を図ってきましたが、障害者の権利に関する条約の批准、それに伴う国の制度の変化、当事者、家族の急速な高齢化、東日本大震災を契機とした安全意識の高まり等、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

これまでの取組の振り返りから、障害者計画、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に向けた課題を整理すると、大きく3つの課題が抽出されます。

- (1) 地域移行の基盤整備
- (2) 安全・安心の確保
- (3) サービス・教育環境の充実

現行施策の進捗状況からみた課題



○地域移行の基盤整備

施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者が地域で自立した生活を送るための地域移行の基盤整備では、地域生活支援拠点の整備、道路や建物のバリアフリー化などの「施設整備」、障がい者と市民の交流や障がい者の社会参加の促進、就労環境の整備など、「社会参加・交流」、障がい者の理解促進、地域からの支援など「理解促進」が課題です。

○安全・安心の確保

「防災・減災」については、発災時に避難する一次避難所と二次避難所（福祉避難所）の環境整備、避難行動要支援者制度の普及が課題です。

「相談・見守り」について、市内相談支援事業所のスキルアップと困難ケースへの助言や指導的な役割を担う基幹相談支援センターの設置、親亡き後の障がい者を支援する成年後見制度の利用促進と座間あんしんセンターの活用などが課題です。

「保健・医療」との連携については、障がい者の重度化・高齢化、また、難病、医療的ケア児に対する医療との連携が課題です。

○サービス・教育環境の充実

サービス・教育環境の充実では、支援制度の確実な活用、障がい児の預かりなど、「生活支援サービス」、教育ニーズの多様化に対応した障がい児教育に対応する介助員・補助員の増員、教育支援相談体制など、「障がい児教育」などが課題です。

平成30年に施行される障害者総合支援法の改正に係る新たなサービスの活用も課題です。また、全ての市民が地域の中で互いに助け合い、支え合い、安心して豊かな生活をおくるための包括的な支援体制の構築に向け、国や県の動向に注視するとともに庁内各課との連携が課題です。

2) アンケート調査からみた課題

アンケート調査結果から、身体、知的、精神の各障がいに共通した次の課題が抽出されました。

①生活上の不安

障がいへの理解は確実に進んでいますが、身体障がいへの理解は進んでいるものの、知的障がい、精神障がいに対する理解は遅れています。障がい者の地域移行がうたわれていますが、障がい者が地域で生活するためには、環境の整備と地域の人々の理解が前提となります。

②自立に向けた条件

障がい者が自立した生活を営むためには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場等が必要となります。様々なサービスが用意されていますが、それらを有効に活用していくためにも、相談窓口の整備が求められており、基幹相談支援センターの設置が期待されています。

③就労の課題

就労は、障がい者の自立にとって重要な課題ですが、我が国の経済環境にも大きく左右され、必ずしも障がい者の就労機会が確保されているとは言えません。また、障がいの種類や程度によっても一般就労のみならず、福祉的就労という選択も必要となります。障がい者の特性にあった就労機会を創出していくことが課題です。なお、市では、就労機会の確保に向けて、優先調達を今後も推進していきます。

④外出の課題

アンケートによれば、障がい者の外出の機会は多く、頻度も高くなっています。それに伴い、1人では外出できない障がい者にとって、外出支援は欠かせないサービスとなります。障がい者の高齢化もあいまって、外出支援が大きな課題となりつつあります。外出時に利用する機会が多い、バス等の公共交通機関のバリアフリー化が進められています。

⑤経済的な課題

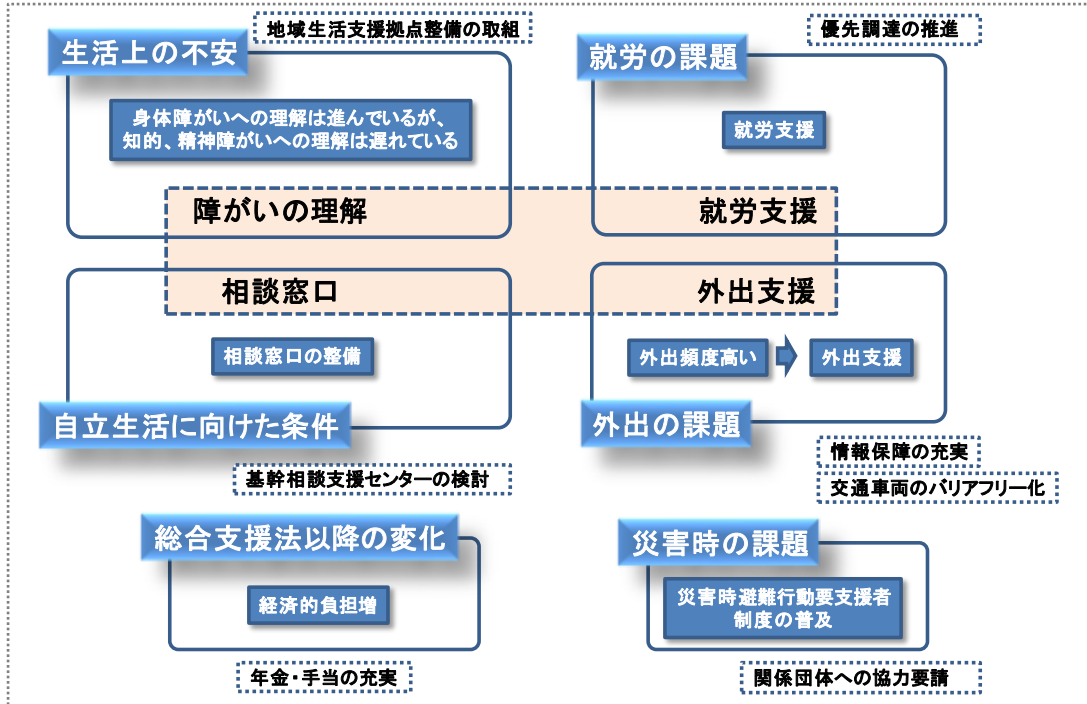
就労による十分な収入が得られない状況では、障害年金、国の手当等の充実が必要です。また、障害福祉サービス利用にあたっての負担軽減等、経済的支援のあり方が課題です。

⑥災害時の課題

防災・減災対策のため、災害時避難行動要支援者制度の普及が促進されています。現在、地域の理解が進んでいますが、アンケートによれば、この制度の障がい者からの認知度は低く、利用意向も決して高くありません。

1人では避難することが困難な障がい者は多く、災害時の課題です。

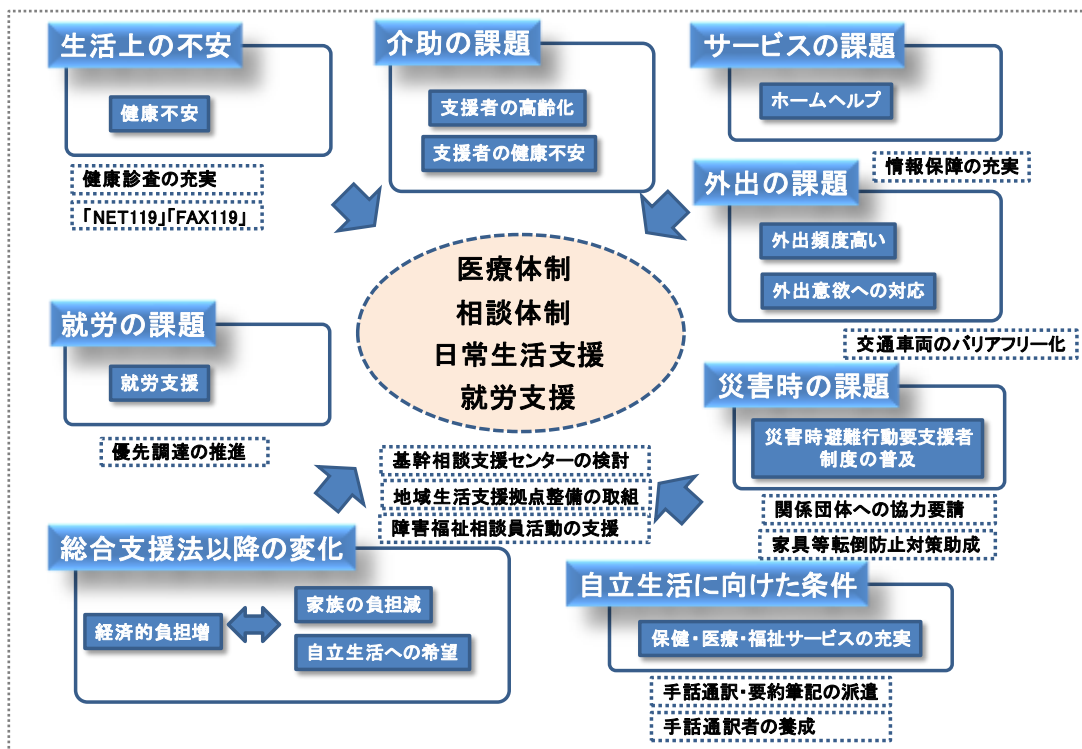
アンケート調査からみた課題と最近の取組（全障がい共通）



2 障がい種別にみた課題

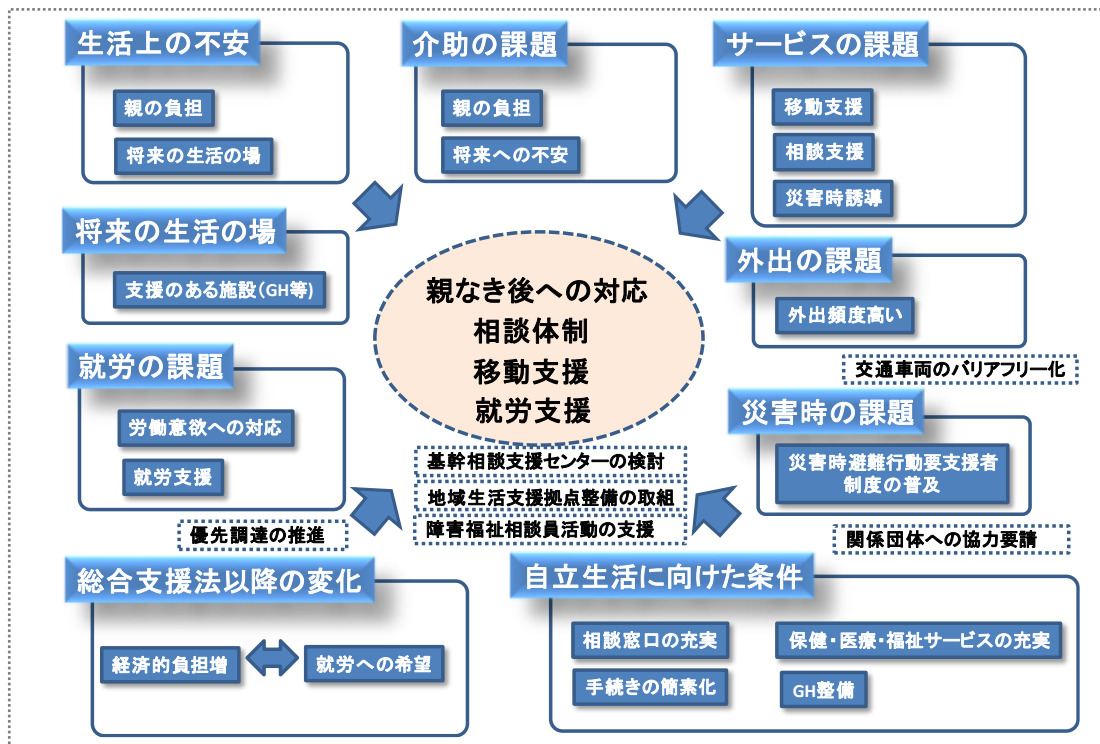
身体障がい者では、生活上の不安では健康の不安が、介助の課題としては介護者の高齢化や健康不安が挙げられます。一方、障害者総合支援法以降の変化では、経済的負担増が指摘されつつも、家族の負担が減少し、自立生活への希望が出てきたという側面も見られます。身体障がい者の課題としては、医療体制、相談体制、日常生活支援、就労支援に集約されます。

アンケート調査からみた課題と最近の取組（身体障がい）



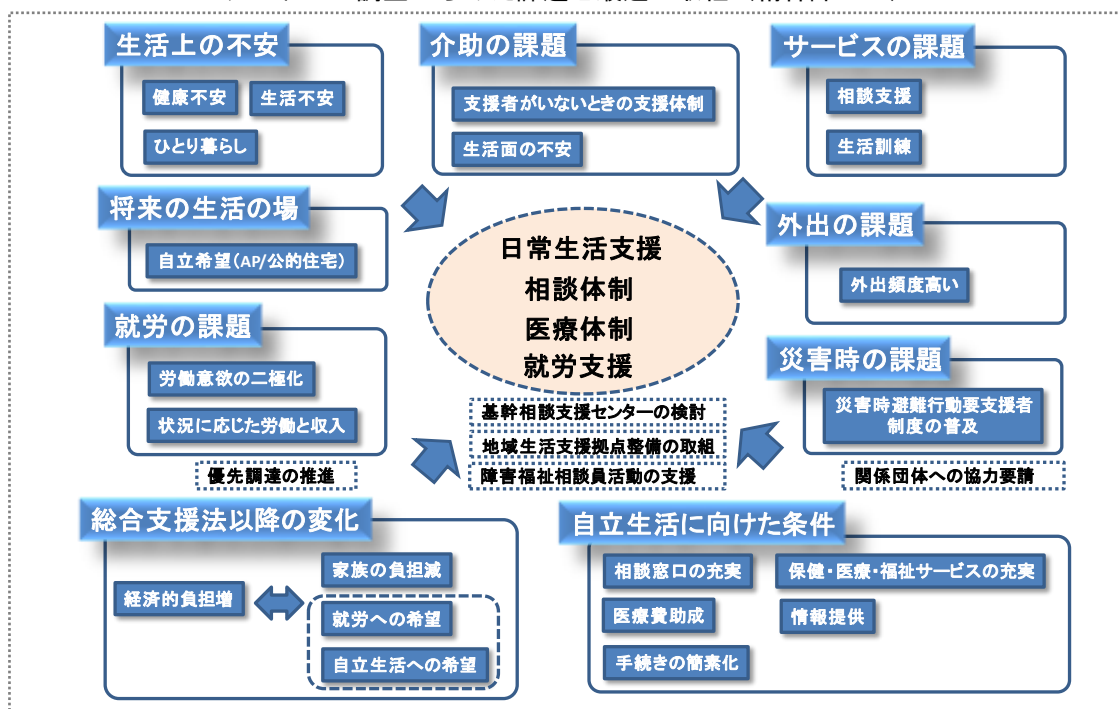
知的障がい者では、当事者の高齢化、親の高齢化に伴い、生活上の親の負担、介助の負担等、将来に向けた不安が顕著に現れています。親亡き後への対応として、相談体制、移動支援、就労支援が大きな課題です。

アンケート調査からみた課題と最近の取組（知的障がい）



精神障がい者では、健康不安が日常生活や就労に大きな影響を与えていると考えられます。日常生活支援として、相談体制、医療体制、就労支援が大きな課題と考えられます。

アンケート調査からみた課題と最近の取組（精神障がい）



第4章 計画の考え方

1 計画の基本的考え方

1) 基本理念

座間市では、平成10年度以降「座間市障害福祉計画」のなかで「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の理念のもと、国・県及び市民との協働で「完全参加と平等」の実現を基本理念とし施策を推進してきました。これらは、障がい者福祉の基本的な理念であり普遍的なものとして将来にわたり継承していきます。

そのうえで、将来の座間市が生きがいに満ち希望ある暮らしをつづけられるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重しあい、地域社会の一員として支えあい、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現をめざして基本理念を次のように定めま

基本理念

～ ともに生きる ～

認めあい、支えあいながら、自分らしく
生きる力を発揮できるまちをめざして

2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、必要なサービスや相談できる場所、生活の場所など制度や社会資源の充実に努め、障がい者が自ら生きる力を発揮しようとする意思に寄り添った支援を行うとともに、一人ひとりが自分自身の力を高め地域社会において自己実現を図れるよう、市民・団体・関係機関などと連携を深め、協働を図りながら社会全体で地域福祉の向上をめざします。

1. お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる

すべての人の人権が尊重されるよう啓発活動を行うと共に、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう交流機会や情報提供の充実ににより心のバリアフリーを推進します。

2. 自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる

障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援をめざします。

3. 支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる

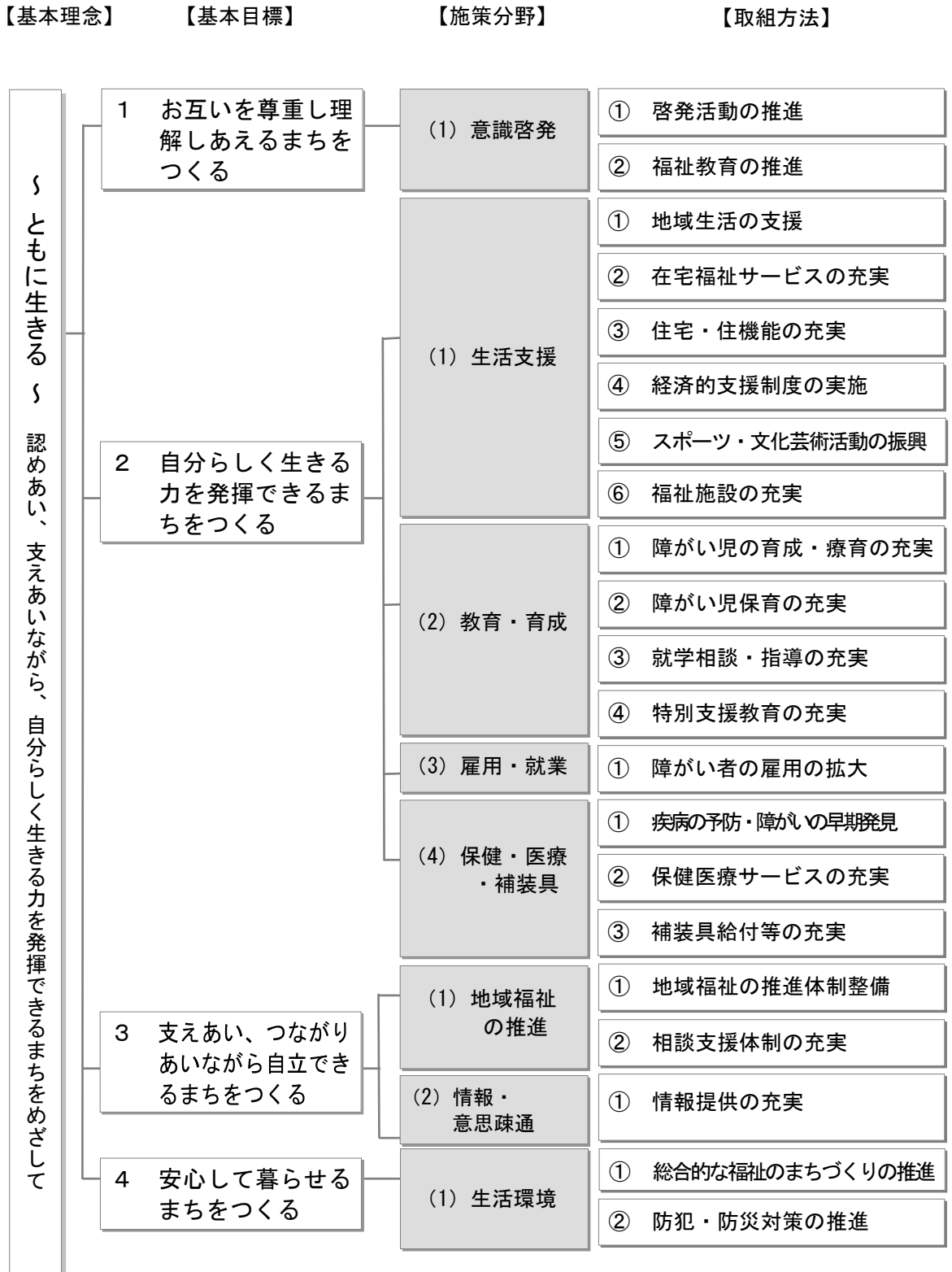
ともに生きる社会の実現のため市民・団体・関係機関などとの連携や協働を推進するとともに、相談支援の充実やネットワークの構築に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるよう支援体制の整備をめざします。

4. 安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、安全・安心な生活がおくれるよう防災や防犯体制の充実を図ります。

2 計画の体系

本計画の基本理念、基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。



第5章 障害者計画

1 お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる

1) 意識啓発

① 意識啓発の推進

【現状と課題】

- ・障がいや疾患の状況など、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に対する市民の理解は十分とはいえない面も見られ、障がい者への理解を深めることが求められます。特に、見た目には障がい分かりづらい知的障がい者や精神障がい者への理解は十分とは言えず、交流や触れ合う機会を通じて周囲の意識を変えていく必要があります。
- ・障がいのあるなしに関わらず人権意識を高めるための啓発活動が求められます。

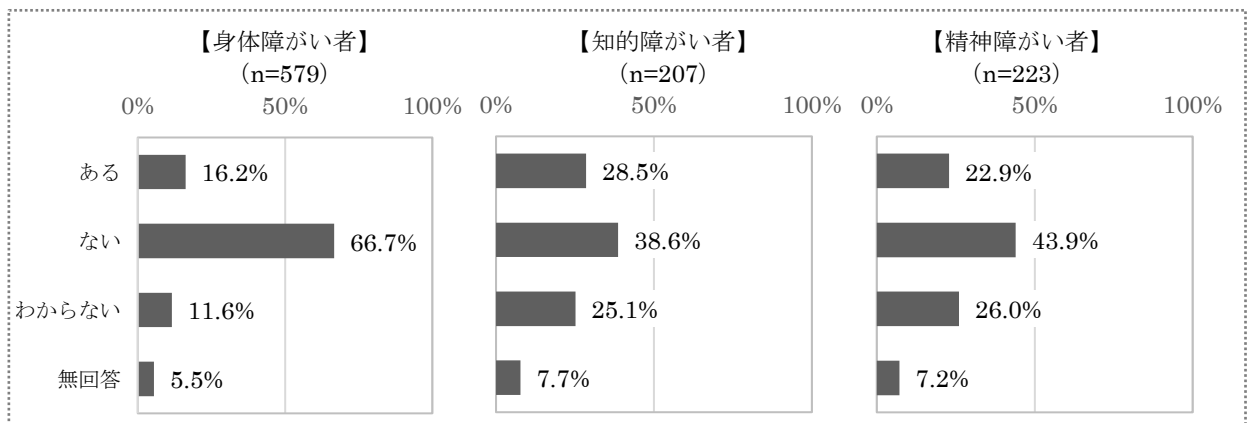
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・以前よりも障がいに対する理解は進んでいるものの、まだまだ足りない。学校では学んでいるが、地域にはそういう機会がなかった人もいて、地域での理解を深めることがこれからの課題であるという意見がありました。
- ・見た目には障がい分かりづらい知的障がい者や精神障がい者への理解は不十分のように思うという意見がありました。
- ・交流や触れ合う機会がなければ、周囲の意識はいつまで経っても変わらないので、交流の場を設けることが大事だという意見がありました。

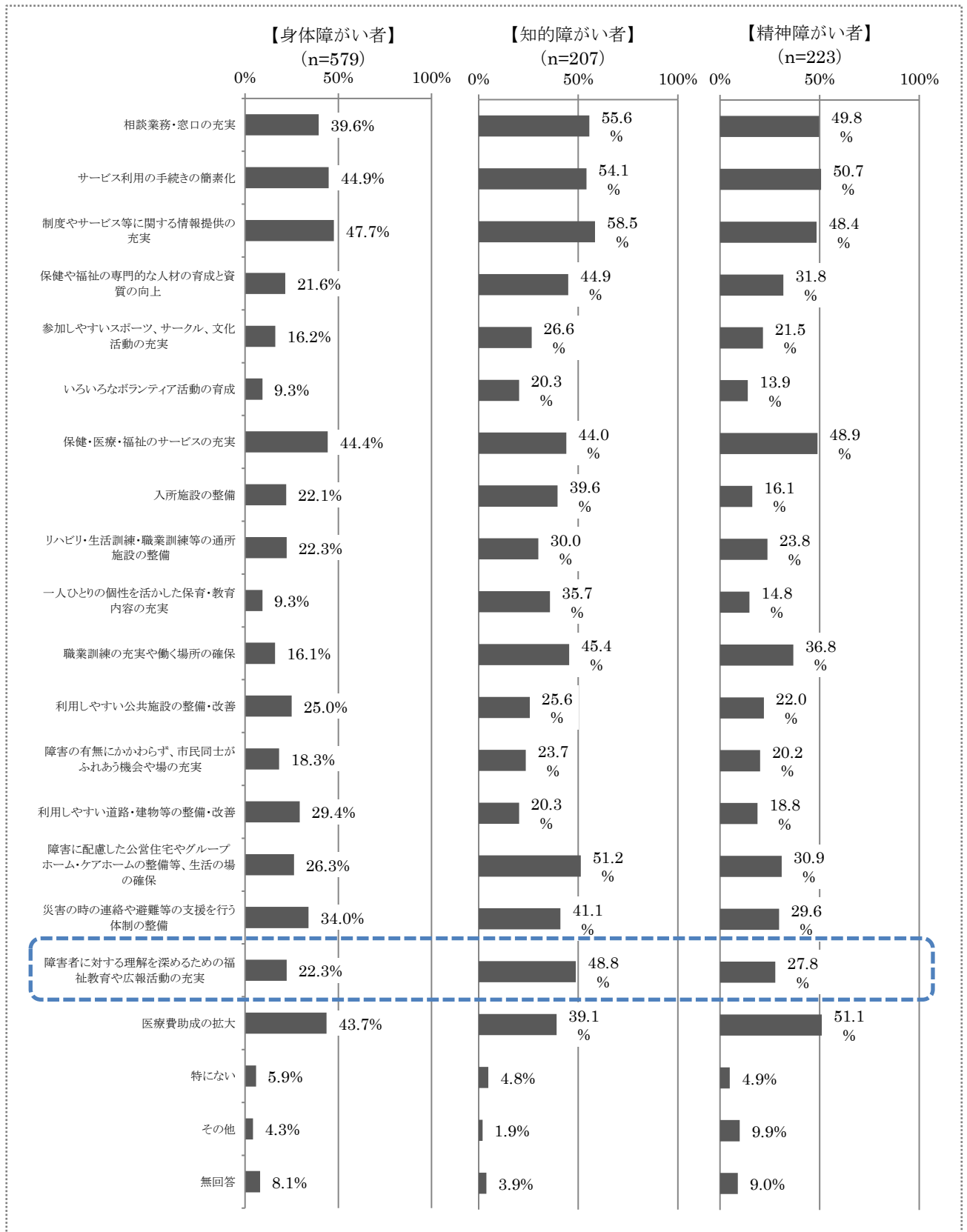
【市民アンケート調査結果】

- ・普段の生活の中で差別を感じたことについて、身体障がい者では 16.2%ですが、知的障がい者では 28.5%、精神障がい者では 22.9%が「ある」としています。知的障がい者では約 3 割を占めています。
- ・障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、「障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や広報活動の充実」の割合が、身体障がい者では 22.3%であるのに対し、知的障がい者では 48.8%、精神障がい者では 27.8%と高くなっています。

調査結果「普段の生活の中で差別を感じたこと」



調査結果「障がいのある人が自立した生活を送るために必要なこと」



【施策の方向性】

- ・障がいの特性や、合理的配慮についての理解を深めるための啓発や交流の場の創出を図ります。

ア 障がい福祉の啓発活動の充実

主な施策・事業名	内容	主管課
福祉月間の事業の充実	○毎年 9 月を福祉月間とし、「座間市福祉大会」等各種事業を実施しています。 ・自身の障がいを克服し自立更生された方、重度の障害を持つ家族の更生に献身された方、地域福祉向上のため永年にわたり福祉団体活動や奉仕活動に貢献された方を表彰しています。 ・障がい者等が制作した作品の展示を行っています。 今後も内容の充実に努めます。	福祉長寿課
障がい理解を促すための広報活動の推進	○「広報ざま」をはじめ、各種の広報活動を実施し、市民の障がい福祉に対する理解を育むことに努めます。 ・「広報ざま」への福祉関連記事の掲載 ・ビデオ、DVD の貸出 ・パンフレットの配布 ・インターネット上のホームページの活用 ・障害者差別解消法の趣旨に基づく研修等を行い、周知を図ります。	障がい福祉課
「障害者週間」の周知	○「障害者週間」（12 月 3 日から 9 日）に合わせ意識啓発に係る取組を展開します。	障がい福祉課
適切な用語の使用の周知、用語の見直し	○人権に配慮した用語の使用について広報紙等による周知に努めます。	障がい福祉課

イ 人権尊重に向けた啓発の推進

主な施策・事業名	内容	主管課
人権尊重意識の啓発	○人権に対する理解を推進するために、市民を対象とした講演会、講座、該当キャンペーン等の啓発に努めます。	広聴人権課
学校教育での啓発	○学校教育においては、教職員を対象に「人権教育研修会」、児童・生徒を対象に「道徳」等のカリキュラムを通して、人権尊重の意識啓発に努め、普段の生活の中で生かされるようにします。	教育指導課
成年後見制度の利用促進に向けた啓発	○関係課と協力して、成年後見制度の利用促進を図るため普及・啓発活動に努めます。	障がい福祉課
自殺対策の普及・啓発	○自殺対策の必要性を広く普及・啓発しゲートキーパーの養成を行います。 ○鉄道駅近くの街頭キャンペーンを継続し、啓発を促します。 ○国・県の動向を注視し、本市の自殺対策計画の策定を行います。	障がい福祉課
障がい者虐待防止に向けた啓発	○座間市障害者虐待防止センターが関係機関と連携をとり、早期発見及び啓発活動に努めます。	障がい福祉課

②福祉教育の推進

【現状と課題】

- ・障がいのある人に対する理解を育むため、学校などにおける福祉教育の充実や障がいのある人との交流の機会の充実が求められます。

【障害者団体からのヒアリング調査結果】

- ・小・中学生のうちから教育や理解を得るような取組みがあると良い、併せて親を対象に施設見学や講演会等、直接障がい児者と接する機会があると良いという意見がありました。
- ・意識啓発のためにはまず「知ってもらう」ことが大切なので、学校教育や企業研修等の機会に障害児者と接する機会を設けてはどうかという意見がありました。
- ・地域のまつりや行事に参加するなど、交流やふれあえる場を設けることも大事だと思うという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・すべての人が障がいについて正しく理解し、認識を持つためには、幼い頃からの交流や体験ボランティアで、日常的に障がい者に慣れ親しむ環境創出が必要です。総合学習における障がい者理解の授業の充実等、学校などに働きかけながら啓発活動を推進します。
- ・障がいのある人の理解に向け、様々な団体等と協力し交流が生まれるよう支援します。

主な施策・事業名	内容	主管課
小・中学校における福祉教育の推進	○小・中学校の授業や体験学習を通して障がい福祉に関する教育の推進を図ります。 ・小・中学校の通常級と特別支援学級や特別支援学校間との交流 ・体験学習における障がい者施設での交流	教育指導課
社会教育における福祉教育の推進	○市民の障がい者への理解を推進するために、地域の学習の場における市民を対象とした福祉教育に努めます。 ・公民館事業における研修 ・生涯学習講座 ・市民大学	生涯学習課
障がい者と市民の交流活動の推進	○障がい者に対する理解を深めるため、様々な場面において市民と障がい児者との交流を進めます。 ・サニーキッズと保育園との交流 ・市内障がい者施設、事業所と児童ホーム（学童保育）の交流 ・市内障がい者施設、事業所と地域市民・ボランティアの交流	障がい福祉課
専門職の講師派遣	○各関係機関で開催する講演会等に専門職を講師として派遣し、障がい者福祉の啓発に努めます。	障がい福祉課

2 自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる

1) 生活支援

①地域生活の支援

【現状と課題】

- ・地域での自立した生活を促進するため、障害福祉計画の着実な実施や権利擁護の推進など、様々な角度からの支援が求められます。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・グループホームやショートステイなどハード面の不足と相談員、支援員も不足しているという意見がありました。
- ・成年後見制度を使いたいという声は聞いているが、自由がきかない、費用がかかるなどの問題があり、利用が促進されていないという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・地域生活を支える環境づくりや権利擁護の推進など、様々な角度から障がいのある人の地域生活を支援していきます。

主な施策・事業名	内容	主管課
障害福祉計画の策定	○計画に基づき、必要なサービス提供体制や相談支援体制の整備に努め地域生活を支援します。	障がい福祉課
地域活動支援センターへの支援	○地域生活を支える場として、地域活動支援センターの運営を支援します。	障がい福祉課
成年後見制度の利用促進に向けた支援の実施	○制度の市長申し立てに係る手続費用や後見人等に係る報酬等の費用助成を実施します。 ○成年後見制度を推進します。	障がい福祉課
地域福祉権利擁護事業の充実 対象：知的障がい者 精神障がい者	○障がい者や高齢者などで判断能力に不安のある人への支援を行う「座間あんしんセンター」の事業の充実を支援します。 ・福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス	障がい福祉課
地域生活支援拠点の整備	○安定した地域生活を支援するための相談体制や居住支援、緊急時の対応等を行うサービス拠点の整備を検討します。	障がい福祉課

②在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 地域生活で必要なサービスを効果的に提供するため、サービス利用計画の定期的な作成とモニタリングが必要です。
- 障がいの特性（年齢等）により必要とされるサービスは異なり、それに対応した事業所の確保が必要です。また、そのための人材の確保が求められています。
- 障がい者の社会参加や外出の機会が増えており、必要なサービスの充実が求められています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

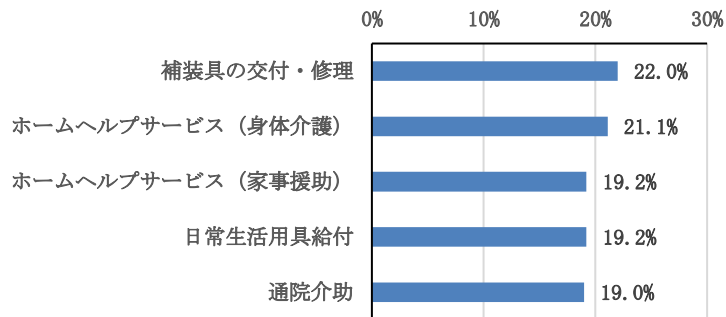
- 家族以外に慣れた人や場所をいくつか持つという意味で、日頃から各福祉サービスを活用して社会とのつながりを様々な形で持っておくことが大切だという意見がありました。
- ヘルパー不足から移動支援、日中一時支援、ショートステイが計画相談で決めたとおりにサービスが受けられないという意見がありました。
- 相談支援専門員の増員や質の向上も必要だという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

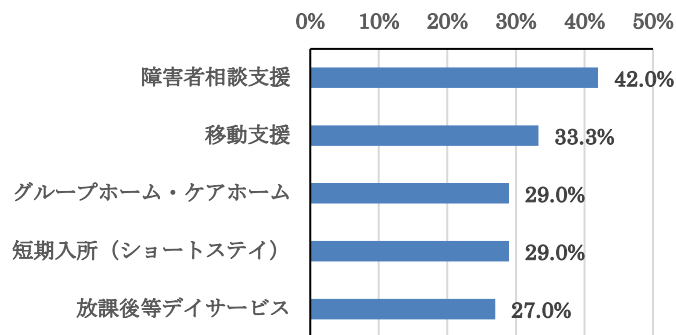
- 福祉サービスの利用意向について、利用意向の高いサービス項目をみると、身体障がい者では「補装具の交付・修理」が21.9%で最も多く、次いで、「ホームヘルプサービス（身体介護）」の21.1%で、これらの2項目が20%以上の割合を占めています。知的障がい者をみると、20%以上の割合を占めている項目は多く、「障害者相談支援」の42.0%を先頭に、「移動支援」の33.3%、「グループホーム・ケアホーム」及び「短期入所（ショートステイ）」の29.0%、「放課後等デイサービス」の27.1%、「日中一時支援」の25.6%、「就労継続支援B型」の24.2%、「自立訓練（生活訓練）」の23.7%、「就労移行支援」の23.2%、「地域活動支援センター」の22.7%、計10項目に及んでいます。精神障がい者をみると、「障害者相談支援」が23.3%で最も多く、次いで、「地域活動支援センター」の22.4%、「ホームヘルプサービス（家事援助）」の20.1%と続いており、これら3項目が20%以上の割合を占めています。

調査結果「今後利用したい福祉サービス」

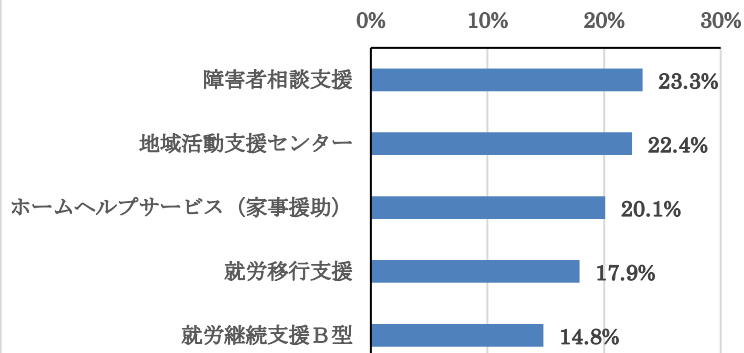
身体障がい「今後利用したいサービス」(n=579)上位5位



知的障がい「今後利用したいサービス」(n=207)上位5位



精神障がい「今後利用したいサービス」(n=223)上位5位



【施策の方向性】

- ・法に基づいた必要なサービスの充実を図るとともに、市独自事業の見直しを行います。
- ・各サービスの利用状況を把握し、適正な予算措置を行います。

主な施策・事業名	内容	主管課
配食サービス事業の実施 対象：身体障がい者	○障がいがあるために食事の支度が困難な障がい者に対し、食生活の維持向上の支援、健康保持等を目的として夕食を提供します。	介護保険課
移送サービス事業の実施 対象：身体障がい者	○在宅で身体障がいのために歩行が困難な方、又は寝たきり等の状態により一般交通機関を利用することが困難な方を対象 ○病院への通院や入退院の時等、福祉車両により送迎をするサービスを行います。	福祉長寿課
ファミリー・サポート事業の実施	○「子育ての手助けが欲しい人」（利用会員）と「子育ての手助けをしたい人」（協力会員）を結びつけて、子育ての相互援助活動を応援する有償の会員制組織があります。 ○障がい児については、小学校6年生以下の子どもを持った方が利用できます。 市は円滑な事業の推進を支援します。	子ども育成課
施設通所交通費助成の実施	○施設等へ通所する際の交通費を助成し社会参加を推進します。 対象：障害者支援施設、就労移行支援・就労継続支援事業所、地域活動支援センター等	障がい福祉課
コミュニティバス運行事業	○現在のコミュニティバス運行の見直しを図り、さらなる利便性の向上、移動制約者等の社会参加の寄与、生活交通の向上を図ります。	都市計画課
各種在宅福祉サービスの実施	○福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券等の各種福祉サービスを展開します。 ○時代の推移に基づく事業のあり方等について検討します。	障がい福祉課

③住宅・住機能の充実

【現状と課題】

- ・在宅での住環境整備の促進を図るための住宅改修費について経済的支援を行っています。
- ・住み慣れた地域での生活を継続するため、グループホームの充実等の支援が求められています。

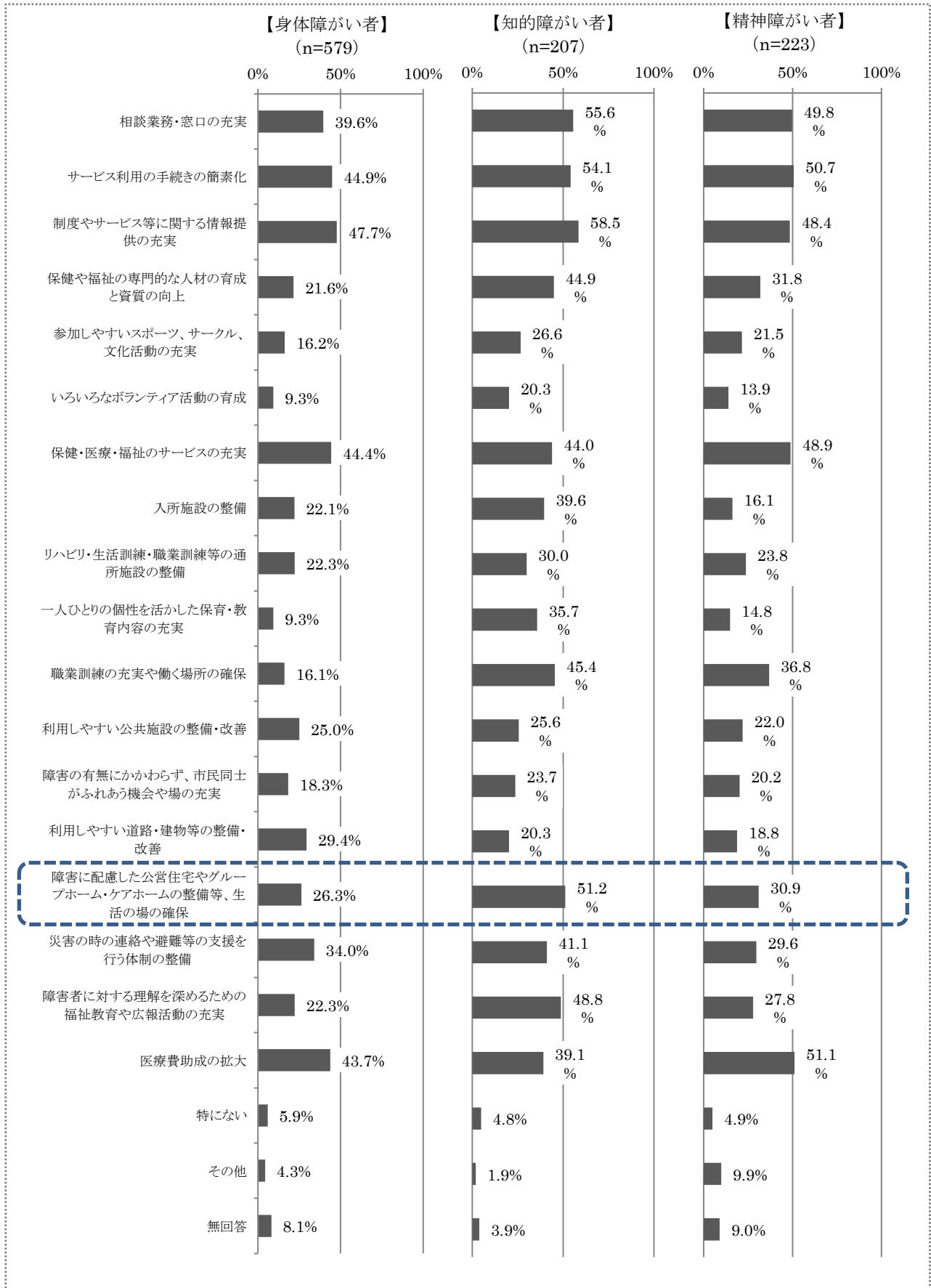
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・市内にグループホームが少ないという意見がありました。
- ・一人暮らしの準備段階としてグループホームが必要だと思いが、数が足りていないという意見がありました。
- ・高齢で介護や医療処置が必要な方の受入もできるグループホーム等の居住施設がほとんどないという意見がありました。

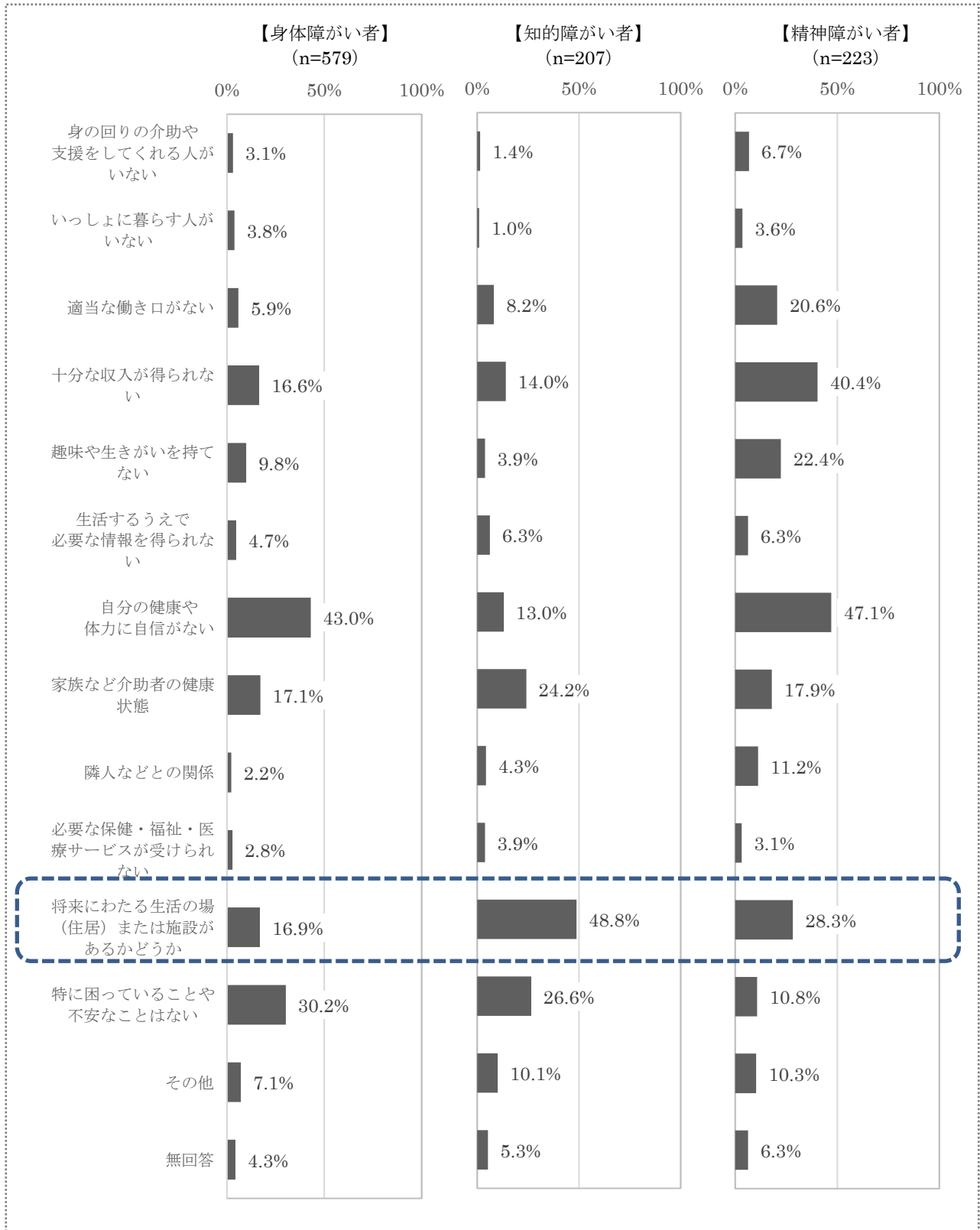
【市民アンケート調査結果】

- 障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、知的障がい者では「障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備等、生活の場の確保」の割合が51.2%、精神障がい者では30.9%と身体障がい者の26.3%に比べて高くなっています。
- 普段の生活で困っていることや不安に思っていることについて、知的障がい者では「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が48.8%と最も高く、身体障がい者、精神障がい者に比べても特に高くなっています。

調査結果「自立した生活を送るために必要なこと」



調査結果「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」



【施策の方向性】

- ・住み慣れた地域での生活が継続できるよう住宅設備改良費の助成や、グループホームの充実等、住環境整備を図ります。

主な施策・事業名	内容	主管課
障がい者に配慮した市営住宅整備の推進	○市営住宅に関する計画の策定にあたり、バリアフリー化に配慮し、段差や風呂、トイレへの手すりの設置等、障がい者が利用しやすい住宅の確保に努めます。 ○老朽化した住宅の建替えや設備改修を計画的に行います。	建築住宅課
住宅設備改良費助成事業の充実 対象：身体障がい者 知的障がい者	○重度の障がいのために住宅の改造工事を行う場合の費用助成を行います。 ※介護保険対象者の方は介護保険優先	障がい福祉課
グループホームの充実	○民間活力を基本として、地域における居住の場であるグループホームの充実に努めます。設置にあたっては相談・調整等の支援、備品や消防用設備等への一部補助を行います。	障がい福祉課
グループホーム家賃助成事業の実施	○障がい者がグループホームに入居したことによる負担する家賃の助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム運営費補助事業の実施	○グループホームに対し運営費の補助を行います。	障がい福祉課

④経済的支援制度の実施

【現状と課題】

- ・障がいの程度に応じて、年金、国、県及び市で各種手当を支給しています。サービス利用の際における利用者負担のあり方が課題です。
今後、障がいのある人の生活を支えるため経済的な支援を行うことが必要です。

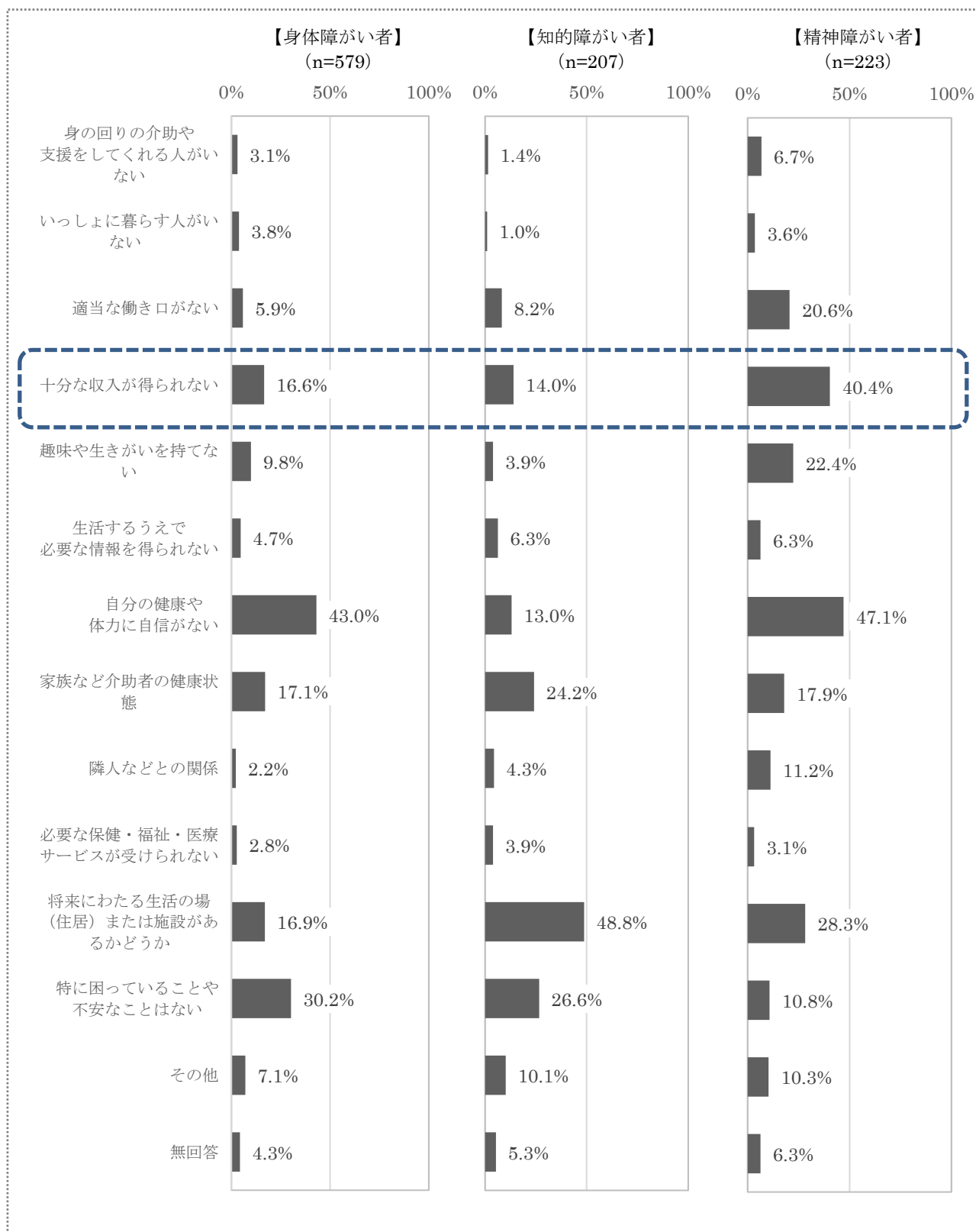
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・高齢家族と同居し、経済面で親に頼りきりな状態になりがちで、親も元気な内は家族で支えるという姿勢になっているという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- ・普段の生活で困っていることや不安に思っていることについて、精神障がい者では「十分な収入が得られない」の割合が40.4%と、身体障がい者の16.6%、知的障がい者の14.0%に比べて高くなっています。

調査結果「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」



【施策の方向性】

- ・国や県に年金や手当の充実や税の減免等を求めるとともに、市の公共料金等の減免について継続していきます。
- ・サービス利用の際における利用者負担の軽減を実施します。

ア 年金・共済・手当の支給

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
障害基礎年金	国	身体・知的・精神	国保年金課
心身障害者扶養共済制度	国	身体・知的・精神	障がい福祉課
障害児福祉手当	国・市	身体・知的・精神	
特別障害者手当	国・市	身体・知的・精神	
児童扶養手当	国・市	身体・知的・精神	子ども育成課
特別児童扶養手当	国・県	身体・知的・精神	
在宅重度障害者手当	県	身体・知的・精神	障がい福祉課
心身障害者手当	市	身体・知的・精神	
重度心身障害児者介護手当	市	身体・知的	

イ 各種税金の軽減

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
市県民税の控除	県・市	身体・知的・精神	市民税課
軽自動車税の減免	市	身体・知的・精神	
自動車税・自動車取得税	県	身体・知的・精神	県税事務所
所得税	国	身体・知的・精神	税務署
相続税	国	身体・知的・精神	

ウ 公共料金の減免

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
水道料金の減免	市	身体・知的・精神	経営総務課
公共下水道使用料の減免	市	身体・知的・精神	経営総務課
し尿収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課
粗大ゴミ収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課

⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

【現状と課題】

- 障がいの特性に配慮した余暇活動の充実が求められています。また、障がいのある人が障がいのない人と共にスポーツ・レクリエーションや趣味などの文化活動を行える環境づくりが必要です。
- 障がい者が利用しやすいように、文化・スポーツ活動のイベントなど余暇活動に関する情報発信の工夫や施設の利用料金の減免、障がい者割引の設定等の検討が必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

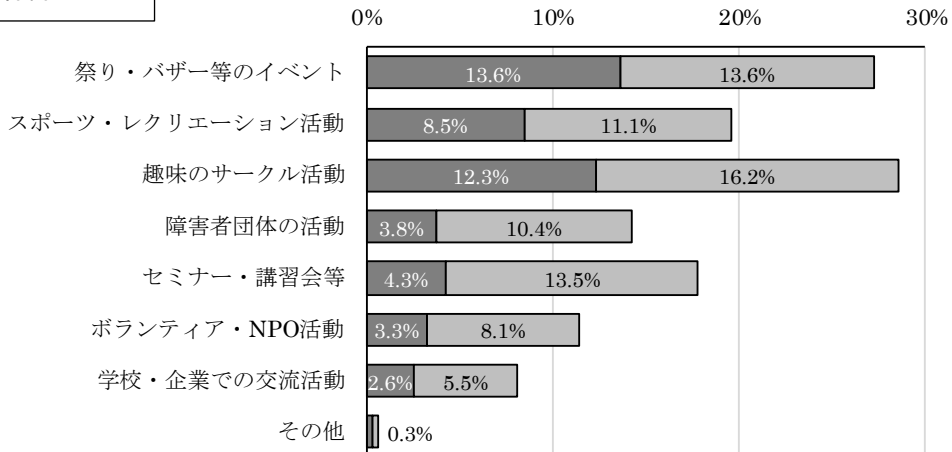
- 楽しい時間を持ったり、健康を保つためにもスポーツや芸術的な活動は必要だという意見がある一方、なかなかやる機会がないという意見がありました。
- 所得が低い障害者が安心してスポーツ、文化芸術活動ができるように無料、もしくは低料金で参加できる活動があるとよいという意見がありました。
- 開催している施設や団体もあるが、情報が来ないという意見がありました。
- スポーツも文化芸術活動も障がい者の活動と健常者の活動が分かれていて交流がないように感じる、健常者と共に行うスポーツや芸術活動の場が少ないという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- 交流活動への今後の参加意向では、身体障がい者では「趣味のサークル活動」が最も多く 28.5%となっており、次いで、「祭り・バザー等のイベント」の 27.3%と続いています。知的障がい者では、「祭り・バザー等のイベント」が最も多く 45.4%を占めており、次いで、「学校・企業での交流活動」の 44.0%、「スポーツ・レクリエーション活動」の 34.8%、「趣味のサークル活動」の 29.0%、「障がい者団体の活動」の 25.6%と続いています。また、精神障がい者では、「祭り・バザー等のイベント」が最も多く 25.1%となっており、次いで、「趣味のサークル活動」の 23.3%、「スポーツ・レクリエーション活動」の 21.5%と続いています。

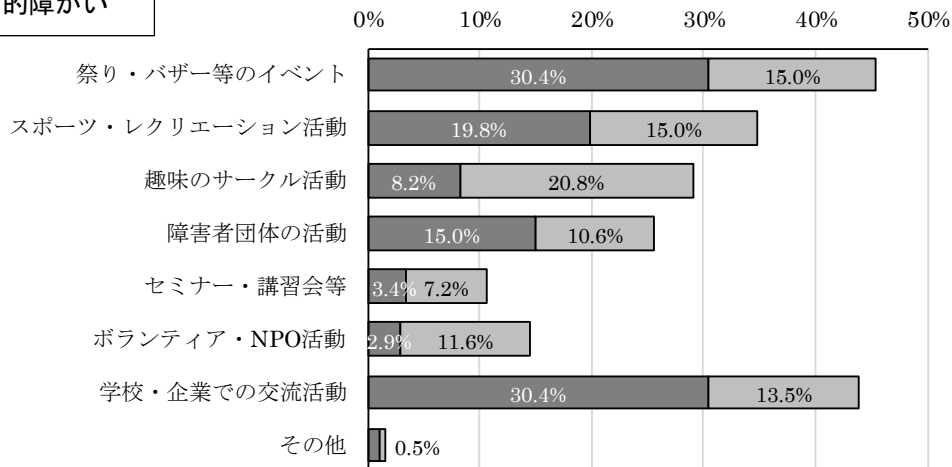
調査結果「交流活動への参加意向」

身体障がい



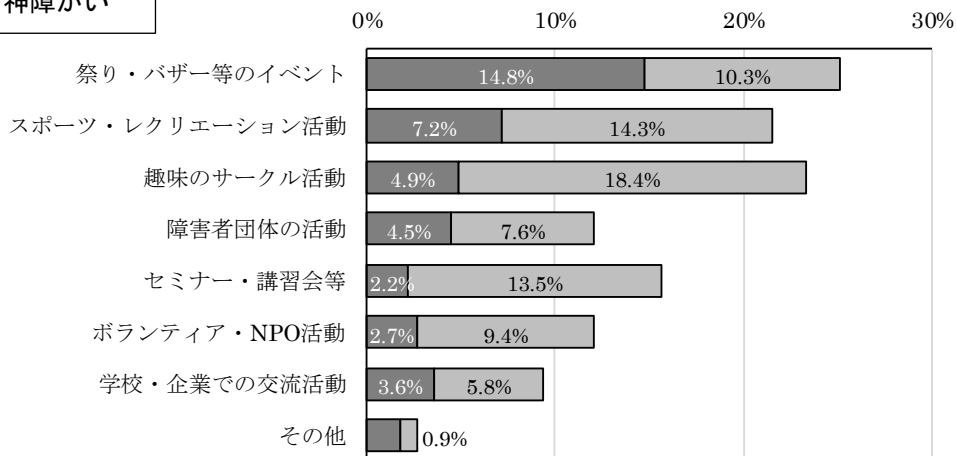
■ 現在参加しており、今後も参加したい □ 現在は参加していないが、今後は参加したい

知的障がい



■ 現在参加しており、今後も参加したい □ 現在は参加していないが、今後は参加したい

精神障がい



■ 現在参加しており、今後も参加したい □ 現在は参加していないが、今後は参加したい

【施策の方向性】

- ・障がいのある人が障がいのない人とともに、スポーツや文化活動を行える環境づくりに努めます。
- ・障がいのある人が利用しやすいように、文化・スポーツ活動のイベントなど情報発信等環境整備に配慮します。

ア 障がい者スポーツの振興

主な施策・事業名	内容	主管課
スポーツ活動・大会への参加	<p>○参加者の意見を取り入れ、競技内容を工夫する等、より多くの参加者の拡大を図り、スポーツを楽しむ機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老名市との二市合同運動会 幅広い種目を提供することで、海老名市と本市の交流の場所となるよう実施します。 ・「障がい者スポーツ教室」 毎月1回体育館（スカイアリーナ座間）において、指導者を招き初歩的な技術の提供を行いながら、卓球、バドミントン、フライングディスク等を行います。また、三障がいの対象者が参加することにより、障がい個性の相互理解を深めていきます。 <p>○県や障害者団体等がスポーツ大会等を開催するときには必要な支援を行い、障害者スポーツ大会の振興を図ります。</p> <p>○スポーツ協会、各関係機関と連携し、障がいに対する関心と理解を深め、スポーツ、レクリエーションを楽しむ環境づくりに努めます。</p> <p>○より多くの参加者が集まるよう周知に努めます。</p>	障がい福祉課
障がい者スポーツの情報提供	<p>○障がい者スポーツについて、行っている団体、施設、大会等について広報のほか、窓口や訪問時の声かけ等の情報提供を行い、参加者の拡大を図ります。</p>	障がい福祉課

イ 文化活動促進への支援

主な施策・事業名	内容	主管課
文化活動への参加機会の拡充及び内容の充実	<p>○「福祉月間（9月）」での障がい者作品展の開催など日頃からの文化活動の発表の機会や場の提供を図ります。</p> <p>○もくせいコンサートにおいて、本物の音楽に触れる楽しさが経験できるよう支援します。</p> <p>○障がい者が学習や文化活動に参加しやすいよう、事業内容の工夫・環境について支援します。</p> <p>○手話通訳者や要約筆記者の派遣等、障がい者が文化活動に気軽に参加できるよう支援します。</p>	障がい福祉課
情報提供の充実	<p>○情報提供、普及、啓発を進め、障がい者の文化活動への参加促進を図ります。</p> <p>○市や団体が主催するイベントのほか、地域で活動している文化サークル等に参加できるよう情報提供します。</p> <p>○障がい者の各種活動についての一般市民への情報提供、普及・啓発に努めます。</p>	障がい福祉課
障がいに対応できる図書類の整備	<p>○視聴覚障がい者が利用できる点字や大活字本等、図書類の整備を図ります。また、郷土資料を中心とした、CD図書の作成を行い、図書資料を届ける宅配サービスを充実させていきます。</p>	図書館

◎福祉施設の充実

【現状と課題】

- ・市立もくせい園は、障がい者の自立の促進、生活の改善、身体能力の維持向上を目的とした生活介護を行っています。
- ・地域活動支援センターや入所通所施設は、座間市の障がい者の生活支援の拠点として重要な役割を担っています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・市内に必要な資源が確保されておらず、近隣市町村にあるサービス資源の活用も難しくなっている状況で、特に行動障害や医療ケアがある方は身近な範囲に受付可能な事業所が少ないという意見がありました。
- ・相談支援専門員の増員や質の向上が望まれるという意見がありました。
- ・精神障害者が短期入所で利用する施設は市外でアクセスが悪いので、市内に利用できる施設が必要であるという意見がありました。
- ・もくせい園が老朽化しているという指摘がありました。

【施策の方向性】

- ・引き続き民間活力により柔軟かつ質の高いサービス提供に努めます。

ア 市立福祉施設の運営

主な施策・事業名	内容	主管課
市立もくせい園の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の意向を尊重しつつ、自立した地域生活を営むことを目的とした生活援助、スポーツ・レクリエーション、作業を提供します。 ○市立もくせい園は、引き続き指定管理者制度により柔軟かつ質の高いサービスの提供に努めます。また、計画的に設備改修を行う等、環境整備を図ります。 	障がい福祉課

イ 社会福祉法人等への助成

主な施策・事業名	内容	主管課
社会福祉法人等への助成	○国・県・市が求める障がい者福祉施設の建設費やその他費用経費の一部を補助します。	障がい福祉課

2) 教育・育成

①障がい児の育成・療育の充実

【現状と課題】

- ・保健、福祉、医療と教育との連携により、療育の専門性の向上が望めます。
- ・発達遅れの早期発見から療育、小、中学校への教育と、切れ目のない連続性のある教育指導の充実が必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・未就学年齢ではサニーキッズなど専門職のいる療育機関がありますが、就学後にはただの預かりになってしまう機関が多く、専門職による療育的関わりのできる事業所や、保護者の相談先になり得る事業所が市内には不足しているという意見がありました。
- ・就学後に利用できる放課後等デイサービスにおいて、専門職による療育的支援を行う事業所が増えると良いという意見がありました。
- ・障がい児と障がいのない子ども達との関わりができるようになるとうい意見がありました。

【施策の方向性】

- ・特別支援教育や療育に携わる人材の育成を図ります。
- ・幼稚園、保育園、小・中学校への切れ目のない連続性のある療育の実施と医療機関、サービス事業所などの関係機関との連携の充実に努めます。
- ・適正な障がい児の放課後支援と児童発達支援事業のサービス充実に努めます。

主な施策・事業名	内容	主管課
障害児福祉計画の策定	○計画に基づき、必要なサービス提供体制や相談支援体制の整備に努め地域生活を支援します。	障がい福祉課
乳幼児健診フォロー体制の整備・充実	○「乳幼児健康診査」の結果、発達の遅れがあると思われる乳幼児と、子どもへの接し方や育てにくさに悩む親に対し、支援する体制の整備・充実を図ります。 ・親子教室：1歳6か月児健康診査フォロー教室（わくわく教室） ・幼児教室：3歳6か月児健康診査フォロー教室（すくすく教室）	健康づくり課
乳幼児発達支援体制の整備・充実	○発達の遅れや偏りがある就学前の子どもと、子どもへの対応に苦慮する保護者に対して、支援する体制の整備・充実を図ります。 ・育児教室：年齢に応じたグループ指導による発達支援（にこにこ教室、わくわく教室、すくすく教室） ・個別相談：言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士等専門職による支援 ・巡回訪問相談：専門職による保育園、幼稚園、園児・家族への支援	障がい福祉課
サニーキッズの機能充実	○サニーキッズは市が委託している通所型の児童発達支援事業です。 ○発達の遅れや障がいの疑いがある就学前子どもに対し障がい特性に応じた支援を行うとともに、保護者に対して安心して子育てできるよう相談、助言を行います。 ○利用者ニーズに合わせた施設整備を図り、内容の充実に努めます。 ・サニーキッズ・個別相談・フォローグループ	障がい福祉課
療育関係者講演会	○母子保健、子育て支援、福祉支援、教育等、市内の他の領域との連携を図り、関係者の資質向上に努めます。	障がい福祉課
子育て支援センター事業の実施	○利用者のニーズに応じ相談指導や交流の場を提供します。 ○子育ての心配や不安の相談に応じて、安心して子育てできるよう支援するとともに、障がいの早期発見・早期対応に努めます。	子ども政策課

②障がい児保育の充実

【現状と課題】

- ・集団保育が可能で保育に欠ける障がい児を市内の公立・私立保育園で受入れ、保育士の加配等による統合保育を実施しています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・座間市は公立保育園も多いので、障がいの有無に関わらず、必要なご家庭は保育園が利用できるとうい意見がありました。
- ・一時預かり、日中一時の利用年齢が拡大されたが、対応事業所が少ないことや低年齢の場合には制約もあり、もっと利用しやすくなるとうい意見がありました。

【施策の方向性】

- ・引き続き障がい児保育の資質の向上を図ります。

ア 障がい児保育の推進

主な施策・事業名	内容	主管課
統合保育の実施	○障がい児の状況に応じ健全な発達を促し、健常児の障がい児に対する正しい認識を深めるために、集団保育が可能で保育に欠ける障がい児を受け入れ、保育園で統合保育を実施していきます。	保育課

イ 障がい児保育の人材育成

主な施策・事業名	内容	主管課
障がい児保育研修の充実	○障がい児保育に関する職員研修を充実し、障がい児の保育に携わる職員の資質向上を図ります。	保育課

ウ 専門職による支援の活用と療育機関との連携

主な施策・事業名	内容	主管課
専門職による支援の活用と療育機関との連携	○専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士）による巡回訪問相談の活用、サニーキッズとの連携を図ることにより障がい児保育の資質向上に努めます。	障がい福祉課 保育課

③就学相談・支援の充実

【現状と課題】

- ・障がいのある児童・生徒、一人ひとりが適正な就学ができるよう関係機関との連携強化や就学支援体制の整備が求められます。

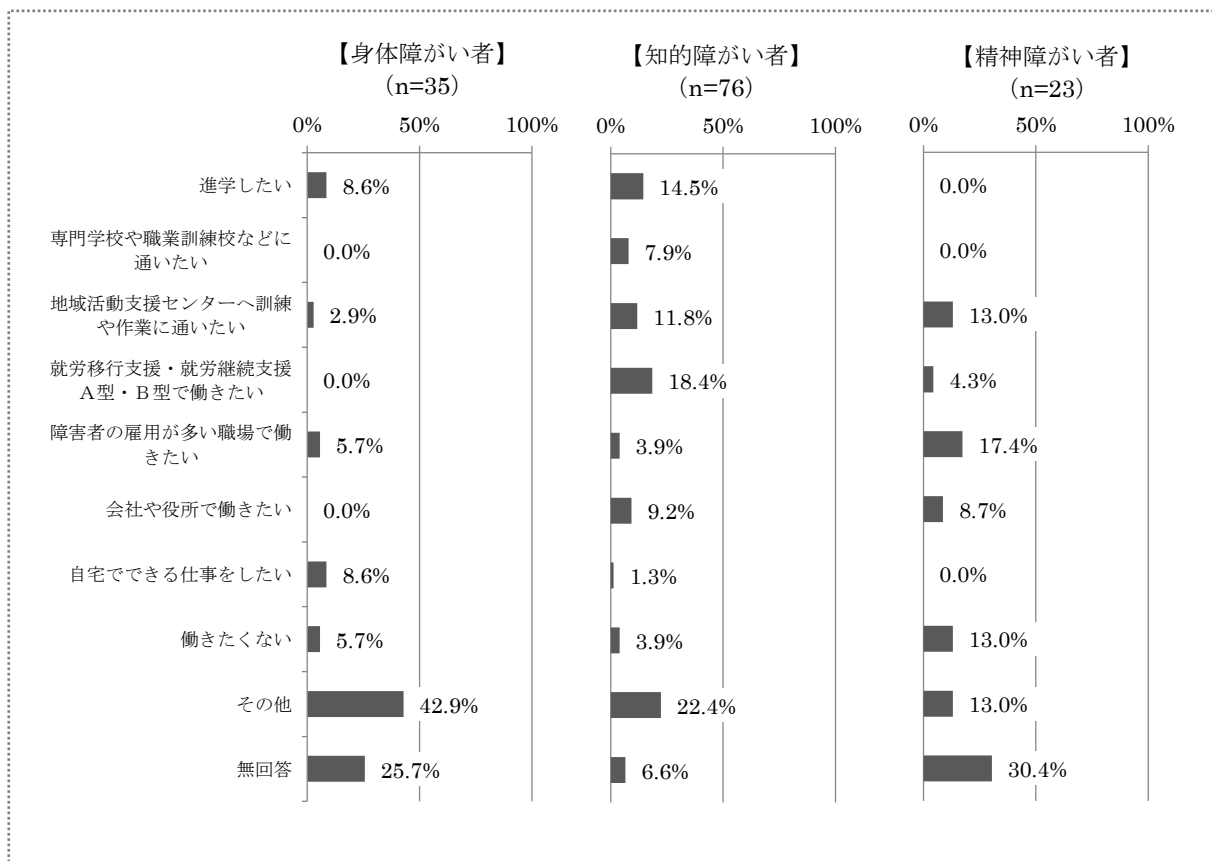
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・就学相談については担当課と所属先の連携や、学校とのやりとりにより、丁寧な対応がされているという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- ・今後の進路についての意向をみると、身体障がい者では「進学したい」と「自宅でできる仕事をしたい」が 8.6%と最も多く、次いで、「障害者の雇用が多い職場で働きたい」と「働きたくない」が 5.7%と続いています。知的障がい者についてみると、「就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型で働きたい」が 18.4%と最も多く、「進学したい」が 14.5%、「地域活動支援センターへ訓練や作業に通いたい」が 11.8%と続いており、全体として進学・労働意欲の高さがうかがえます。精神障がい者では、「障がい者の雇用が多い職場で働きたい」が 17.4%と最も多く、「働きたくない」と「地域活動支援センターへ訓練や作業に通いたい」がそれぞれ 13.0%と続いています。

調査結果「今後の進路」



【施策の方向性】

- ・ 就学相談や支援体制の充実を図ります。

ア 就学支援の充実

主な施策・事業名	内容	主管課
就学相談体制の充実	○障がいのある児童・生徒の就学に関する相談の受入れ体制を整備し、相談業務の充実を図ります。 ○療育機関、就学前の相談担当との連携を図ることで、就学を円滑に進めるよう努めます。 ○就学相談についての説明会を実施することにより、就学後の支援の現状や教育的配慮の必要性などについてより理解してもらえるように努めます。	教育指導課 障がい福祉課

イ 就学指導の充実

主な施策・事業名	内容	主管課
教育支援委員会の開催	○「教育支援委員会（医師、特別支援学校教員、児童相談所員及び市内学校関係者等のメンバーで構成、年6回開催）」を開催し、関連分野の連携のもと、教育的配慮の必要な障がいのある児童について、保護者の理解を得ながら支援を行っていきます。	教育指導課
支援教育関係者会議の充実	○「支援教育関係者会議（特別支援学級担当教員等から構成）」の充実を図り、行き届いた適切な就学指導が円滑に行われるように努めます。	教育指導課

④特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ・ 障がいのある児童に対しきめ細かな指導ができるよう、特別支援教育の一層の充実や体制の整備が望まれます。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・ インクルーシブ教育の方針の中で、地域の小学校を推奨する風向きがあるが、まだまだ支援学校と同等の支援が受けられる環境とは言えないという意見がありました。
- ・ 特別支援学級が市内小中学校全校設置されているが、発達障害のある子ども達については、通級指導教室設置校が数校しかなく、不足しているという意見がありました。
- ・ 小学校の特別支援級で、健常児の子どもたちと触れ合わせるために十分な教員数の確保、専門的な知識の充実を図る必要があるという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・ 個々の障がい児の状況に応じた、学級担当教員の指導力向上や教育の内容の改善・充実を図ります。また、学校には「教育相談コーディネーター」をおき、サービス事業者等関係機関との連携を図りながら支援をしていきます。

ア 教育環境の充実、多様な教育ニーズへの対応

主な施策・事業名	内容	主管課
小・中学校への特別支援学級の設置の推進	○知的障がい・情緒障がいに対応した「特別支援学級」の設置の推進に努めます。	教育指導課 学校教育課
学校施設の整備・充実	○市内の学校等に通えるよう、障がいの児童・生徒数に応じた学校施設の整備、設備等の充実に努めます。	教育総務課
小・中学校障がい児介助員事業の推進	○重度の障がい児が複数（原則3名以上）在籍する学級に、「障がい児介助員」を派遣し、身辺介助、安全確保に努め、教育環境の整備を図ります。	教育指導課
特別支援教育補助員の設置	○通常級において、特別な配慮を要する児童・生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに合ったきめ細かな支援を行うため、「特別支援教育補助員」を配置します。	教育指導課
教育相談コーディネーターの配置と関係機関との連携	○学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてコーディネーターを配置し、関係各機関と連携を図りながら相談支援体制の整備を図ります。	教育指導課
教育カリキュラムの充実	○通常級の言語障がいのある児童を対象とした言語通級指導教室「ことばの教室」を設置しています。今後も、障がい等に配慮した教育環境の整備に努めます。 ○自閉症、LD、ADHD、発達障がい等のある児童を対象とした「通級教室」を設置しています。	教育指導課
座間市特別支援教育基本計画の推進	○「座間市特別支援教育基本計画」に基づき特別な配慮を必要とする児童生徒及び保護者に対してきめ細かい教育の推進に努めます。	教育指導課

イ 就学への経済的支援の充実

主な施策・事業名	内容	主管課
特別支援教育就学奨励費補助金の支給	○障がい児の就学に対する経済的支援として、引き続き奨励費補助金を支給します。	学校教育課

ウ 教職員の資質の向上

主な施策・事業名	内容	主管課
特別支援教育の推進	○「特別支援教育要覧」発行や「座間市特別支援教育基本計画」に基づき計画的に全教職員が特別支援教育の推進に努めます。	教育指導課

エ 交流教育の推進

主な施策・事業名	内容	主管課
各種交流事業の充実	○特別支援学級と普通学級との交流、市内の小・中学校と特別支援学校との交流を推進します。	教育指導課

3) 雇用・就業

①障がい者の雇用の拡大

【現状と課題】

- ・障がい者の雇用・就労の実態を踏まえて、就労機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援することが求められます。
- ・障がい者の就労が促進されるようハローワークと連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行うことが必要です。
- ・市民及び事業主に対して、障がいのある人の特性や合理的配慮について理解を図ることが必要です。
- ・障がい者の雇用促進の機会として、職場実習の受け入れなど積極的に推進することが必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

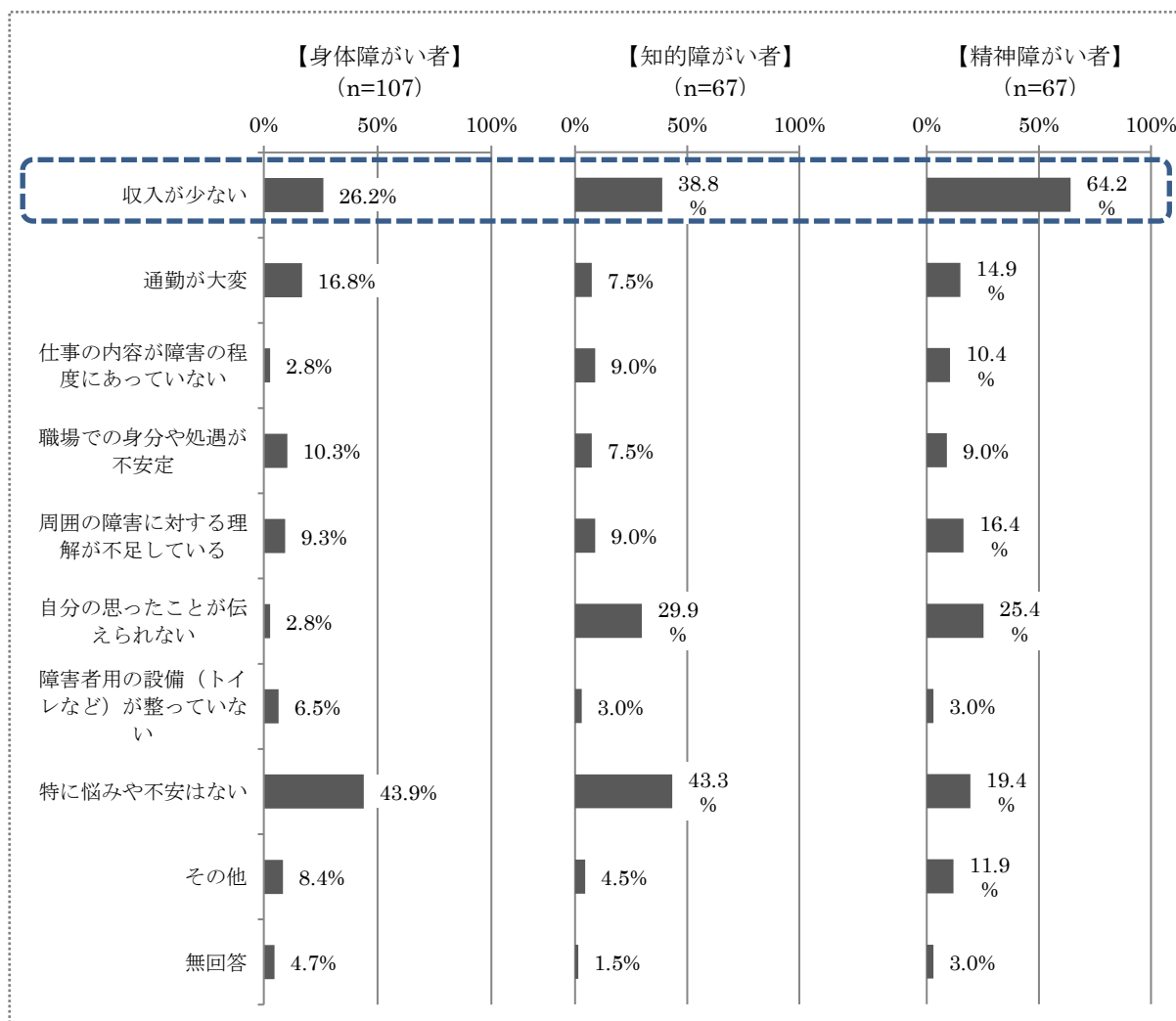
- ・「障害雇用枠」という仕組みにより、障害のある方の就業の機会は増えていると思うが、障がいへの理解や配慮が不足することで、離職される方も多い。当事者を支える仕組みがあると良いという意見がありました。
- ・障がい者雇用については、体力のある大企業や関心のある企業は積極的だが、中小企業などでは難しい。障がい者が定着するまでの数年間は人件費を出すなど、積極的に雇用をしている企業へのプラス面を明確にすることが必要という意見がありました。
- ・就労支援 B 型に通所していても就労はなかなか難しくその利用者の個性を理解してくれる企業も少ないという意見がありました。
- ・2018年4月1日から精神障害者の雇用が義務化されるが、精神障害特有の目に見えない症状やコミュニケーション面での課題等があるため、採用後のフォロー体制を整え、現場の社員に理解を促す取り組みが必要という意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

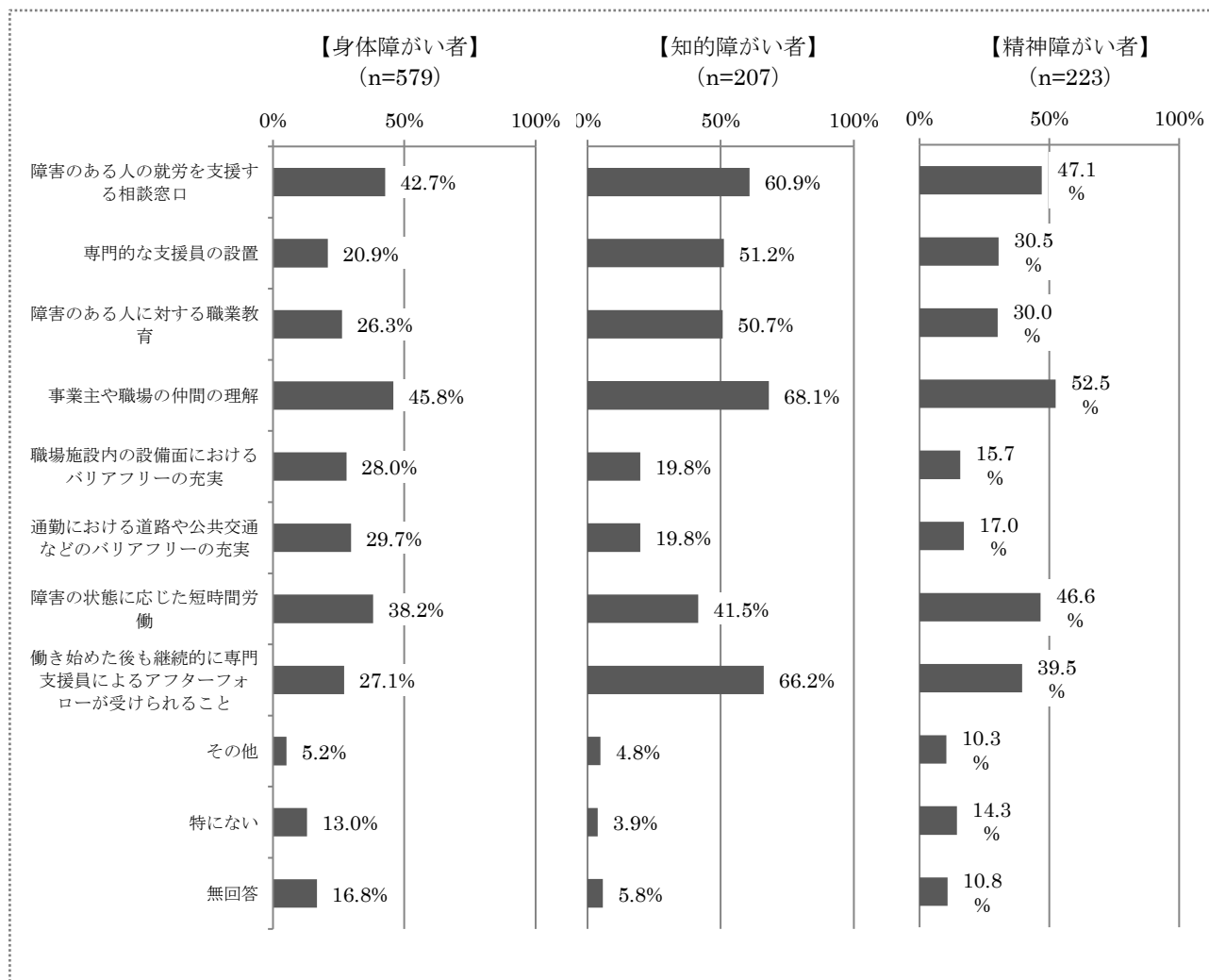
- ・「働いている」と答えた方について、働く上での不安や不満についてみると、身体障がい者、知的障がい者では「特に悩みや不安はない」が約4割を占め最も多い回答となっています。身体障がい者で「特に悩みや不安はない」以外の回答についてみると、「収入が少ない」が26.2%と多く、「通勤が大変」の16.8%と続いています。知的障がい者で「特に悩みや不安はない」以外の回答についてみると、「収入が少ない」が38.8%と多く、次いで「自分の思ったことが伝えられない」が29.9%と高くなっています。また、精神障がい者についてみると、「収入が少ない」が64.2%と最も多くを占め、「自分の思ったことが伝えられない」が25.4%、「特に悩みや不安はない」が19.4%と続いています。
- ・働くために必要なことについてみると、「事業主や職場の仲間の理解」が身体障がい者では45.8%、知的障がい者68.1%、精神障がい者では52.5%といずれにおいても最も多い回答となりました。身体障がい者についてみると、次いで「障がい

のある人の就労を支援する相談窓口」の42.7%、「障がいの状態に応じた短時間労働など」の38.2%と続いており、「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」に対しては27.1%となっています。また、知的障がい者についてみると、次いで「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」が66.2%、「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」の60.9%、「専門的な支援員の設置」の51.2%、「障害のある人に対する職業教育」の50.7%と続いており、職場の同僚や雇用主の理解に加え、専門的な相談のできる窓口や教育といったソフト面での需要が多くみられます。また、精神障がい者についてみると、次いで「障害のある人の就労を支援する相談窓口」が47.1%、「障害の状態に応じた短時間労働」の46.6%と続いており、傾向としては概ね身体障がい者と類似しています。「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」に対しては39.5%となっています。

調査結果「働く上での不安や不満」



調査結果「働くために必要なこと」



【施策の方向性】

- ・障がいの特性に応じた就労機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援します。
- ・法定雇用率達成事業所の拡大に向けて、ハローワークと連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行います。
- ・市民及び事業主に対して、障がいのある人の就労に対する理解を啓発するとともに、職場実習の受け入れなど積極的に推進します。
- ・企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図ります。
- ・ハローワーク、商工会等と連携し障がい者の理解と合理的配慮について、事業者に対して啓発を行い、雇用の促進を図ります。

主な施策・事業名	内容	主管課
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「就労支援相談員」を設置し、就労を希望する障がい者の相談受付や職場開拓等を行います。 ○広報やハローワーク、商工会等を通じて事業者の理解を求め障がい者の就労を支援します。 	障がい福祉課
障がい者雇用報奨金交付事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の生活の安定と社会的自立を促すとともに、事業主の経費負担の軽減を図ることにより雇用を促進することを目的として、障がい者を雇用する中小企業に対して、報奨金を交付します。 ○広報や市ホームページなどを通じ、制度の周知を図っていきます。 	商工観光課
障がい者の採用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の採用について、今後も積極的に検討し法定雇用率の維持に努めます。 ○障がい者の方が働きやすい環境づくりを推進します。 	職員課
福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅障がい者が、地域社会の一員として生活できるような福祉的就労の場である、地域活動支援センター、就労継続支援事業所の充実を図るため、運営及び体制づくりに対する支援を行います。 	障がい福祉課
優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市は、市内の障がい者就労施設等が供給する物品や役務等の積極的な発注に努めます。また、取り扱う物品や役務の調査を継続して行います。 ○市内全戸配布といった大量の業務でも受注できるよう、複数の事業所が協力できる体制を推進します。 	障がい福祉課

4) 保健・医療・補装具

①疾病の予防、障がいの早期発見

【現状と課題】

- ・発達の遅れなどに対する早期支援体制を確保するため、関係機関との連携体制の充実が必要です。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・早期発見は重要課題であり、知的障がいは早期に療育することが大事なので、しっかり把握してケアすることが必要だという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・発達に係る課題の早期発見・早期療育を行うため、医療、福祉、保健との連携体制の充実を図ります。

ア 疾病の予防対策の推進

主な施策・事業名	内容	主管課
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「ざま健康なまちづくりプラン（第二次：平成30年4月策定予定）」に従って、健康に関する意識の啓発や体力づくりを図り、生活習慣病等障がいに陥りやすい疾病の予防に努めます。 ○健康に関する情報のネットワーク化に努め、多くの市民が健康づくりに参加できる体制づくりを進めます。 	健康づくり課
予防接種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の恐れのある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種事業を進めます。 	健康づくり課
救急医療体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○急病や事故に速やかに対応できる医療の確保を図るため、関係する医療機関や他の行政機関との協力のもと、救急医療体制の整備・充実を図ります。 ・平成28年4月1日座間総合病院が開院し、救急搬送受入れを実施 	医療課
FAX119・NET119体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい者等とFAX・スマートフォン等を活用した緊急通報サービスを実施し、救急医療体制の充実を図ります。 	消防管理課 障がい福祉課

イ 障がいの早期発見体制の整備・充実

主な施策・事業名	内容	主管課
健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査や健康診断を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めます。 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・がん検診 ・その他健康診査 	健康づくり課

②保健医療サービスの充実

【現状と課題】

- それぞれの障がいの特性に応じた医療体制の充実が求められます。
- 医療、福祉、保健の連携したサービス体制の整備が必要です。
- 障がいの程度に応じた医療費助成のあり方を再検討することが求められています。

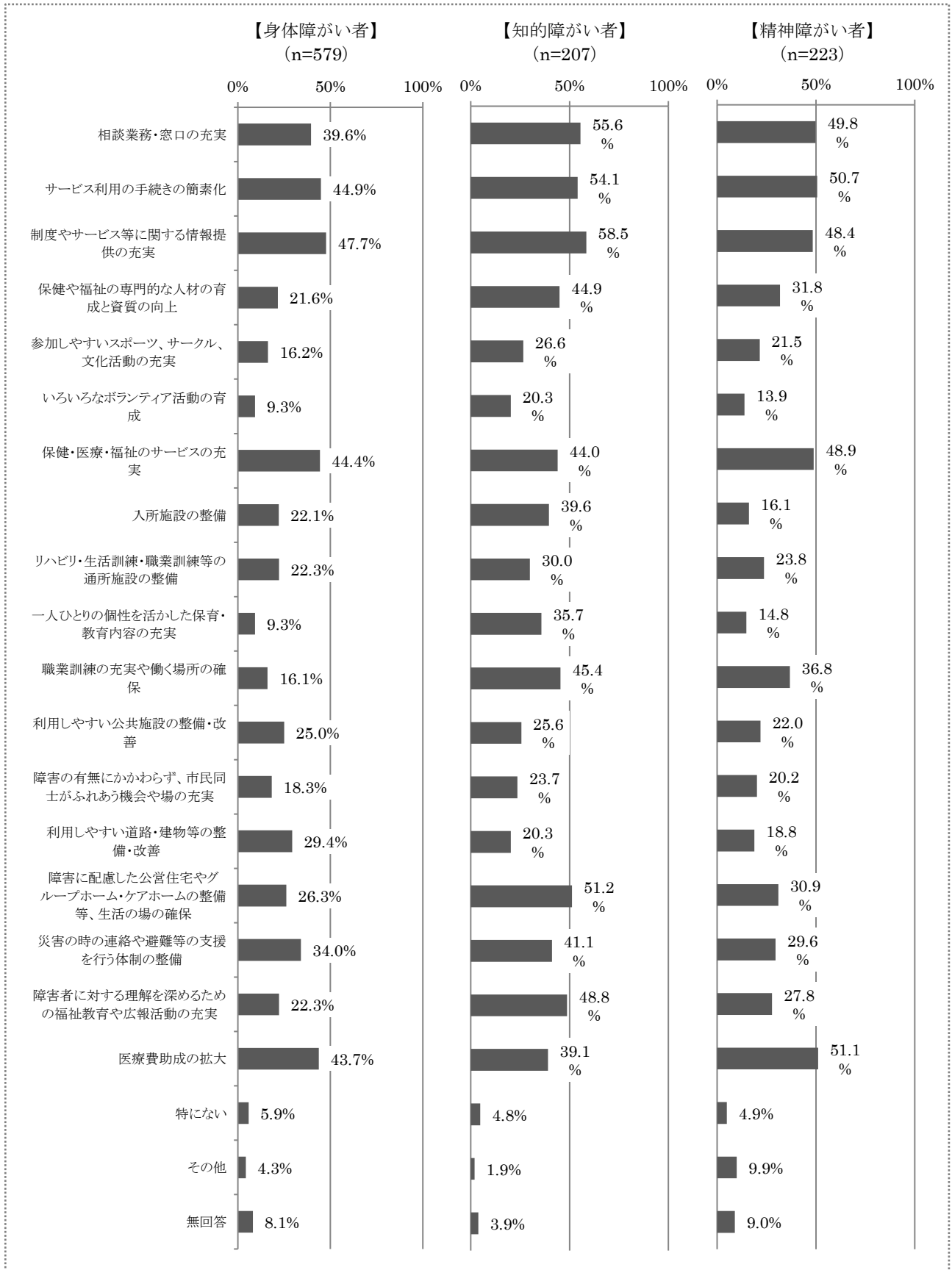
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- 医療助成が受けられることに大変感謝しており、本人が65歳を過ぎても障がい医療の観点から助成を受け続けられることを望むという意見がありました。
- 中途障がいの方へのアウトリーチや制度利用への繋がりが不十分と感じるという意見がありました。
- 予約していなくても不調時にすぐ受診できるように、精神科で予約不要の医療機関があると良いという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- 障がいのある人が自立した生活を送るために必要な事についての意見をみると、身体障がい者では「制度やサービス等に関する情報提供の充実」の47.7%で最も多く、次いで、「サービス利用の手続きの簡素化」の44.9%、「保健・医療・福祉のサービスの充実」が44.4%、「医療費助成の拡大」の43.7%と続いています。知的障がい者を見ると、「制度やサービスに関する情報提供」が58.5%と最も多く、次いで、「相談業務・窓口の充実」が55.6%、「サービス利用の手続きの簡素化」が54.1%、「障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備等、生活の場の確保」の51.2%、「障害者に対する理解を深めるための福祉教育や広報活動の充実」の48.8%、「職業訓練の充実や働く場所の確保」の45.4%、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」の44.9%、「保健・医療・福祉のサービスの充実」の44.0%、「災害の時の連絡や避難等の支援を行う体制の整備」の41.1%と、40%以上を超える項目が9項目に及んでいます。精神障がい者を見ると、「医療費助成の拡大」が51.1%で最も多く、次いで、「サービス利用の手続きの簡素化」の50.7%、「相談業務・窓口の充実」が49.8%、「保健・医療・福祉のサービスの充実」の48.9%、「制度やサービス等に関する情報提供の充実」の48.4%と続き、40%以上を超える項目は5項目に及んでいます。

調査結果「自立した生活を送るために必要なこと」



【施策の方向性】

- ・障がいの特性に応じた、サービス体制、医療体制の充実を図ります。

ア 相談・指導の充実

主な施策・事業名	内容	主管課
保健相談事業の充実	○心身の健康や育児・発育・発達に関する相談事業の充実を図ります。 ・健康相談 ・育児相談 ・親子相談	健康づくり課
保健指導の充実	○出産や育児について、支援を必要とする親や児を家庭訪問し、乳幼児の健全な育成を促すための指導の充実を図ります。 ・妊産婦訪問指導 ・新生児訪問指導 ・未熟児訪問指導 ・乳幼児訪問指導	健康づくり課

イ 健康づくりの基盤整備

主な施策・事業名	内容	主管課
市民健康センターの充実	○市民の健康づくりの拠点施設である「市民健康センター」は、保健サービスや情報提供等の事業展開を図り、運営の充実に努めます。 ○老朽化した施設の設備改修を計画的に行います。	健康づくり課
更生医療費・育成医療費の助成	○自立支援医療の更生医療費及び育成医療費のうち一ヶ月の自己負担上限額までを助成します。 (自己負担なし)	障がい福祉課
精神通院医療費の助成 対象：精神障がい者	○精神障害者保健福祉手帳 1～2 級と自立支援医療受給者証の両方をお持ちの方に対し、精神通院医療費の一ヶ月の限度額までを助成し(自己負担なし)、精神障がい者の自立を支援します。	医療課
心身障害者医療費助成事業の実施 対象：身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	○身体障害者手帳、療育手帳、知能指数 50 以下又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が医療機関で受ける保険診療の自己負担分の一部について助成し、障がい者の健康維持と生活の安定を図ります。 ・ 負担なし：身体 1～2 級、療育 A1～A2、精神 1 級 ・ 1 割負担：身体 3 級、療育 B1	医療課

③補装具給付等の充実

【現状と課題】

- ・補装具の使用に関する巡回相談や補装具の交付及び修理を行っています。

【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・以前、点字版は補装具だったが、今は外されているようなので、点字版を補装具に入れてほしいという意見がありました。

【施策の方向性】

- ・引き続き日常生活や職業生活で、身体機能の障がいを補うために補装具の交付・修理について助成を行っていきます。
- ・平成30年4月の法改正からは、補装具の貸与が可能となります。

主な施策・事業名	内容	主管課
身体障がい者巡回相談の実施 対象：身体障がい者	○肢体不自由の方や聴覚障がい者のための医師による補装具の適合判定を実施します。	障がい福祉課
身体障がい児者補装具の交付・修理 対象：身体障がい者	○日常生活や職業生活で、身体機能の障がいを補うために補装具を使用している方に基準額以内で助成しています。	障がい福祉課

3 支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる

1) 地域福祉の推進

①地域福祉の推進体制整備

【現状と課題】

- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員、自治会などと連携を図り、地域で障がいのある人を支える体制の推進が求められます。
- ・福祉活動の担い手となるボランティアの育成も重要です。

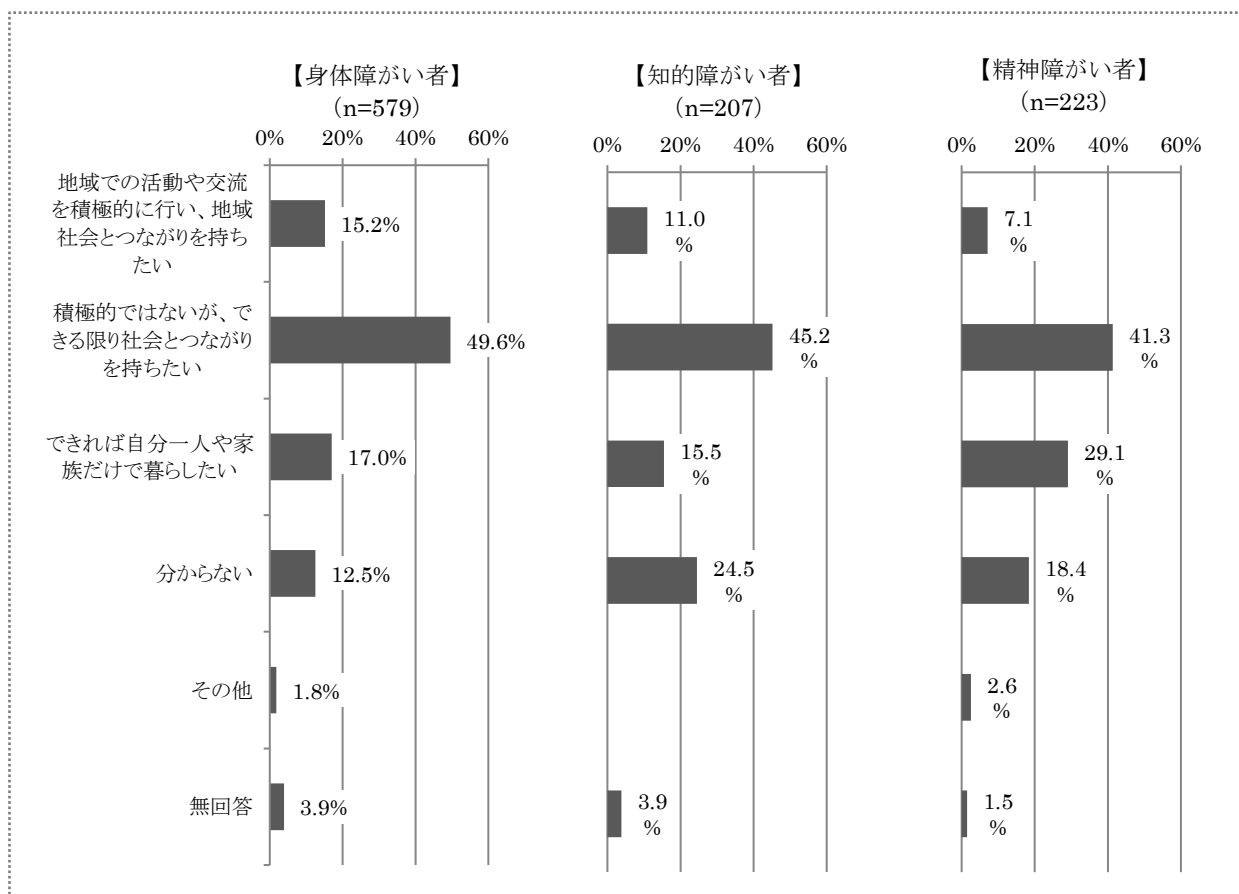
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・民生委員との接点はあまりなく、皆、自分の地域の民生委員を知らないという意見がありました。
- ・自治会との繋がりは薄く、自治会に入っている、特にコミュニケーションはないという意見がありました。
- ・グループホームの場合、地域での行事などに積極的に参加する必要があると思うが、職員が確保できなければ参加することが難しいという意見がありました。
- ・意識的に連携しようとしているが、担当者がすぐ変わってしまい、引継がなされていないこと等があり、継続性の面で課題があるという意見がありました。
- ・地区社協単位での民生委員・自治会・福祉施設団体との連絡会議を開催し、地域課題を検討する機会をつくるとよいという意見がありました。
- ・多様な機関、他分野との交流連携、情報交換の機会や場が少ないという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- ・地域で生活することについての意見をみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「積極的ではないが、できる限り社会とつながりを持ちたい」が最も多く 40%以上を占めています。「地域での活動や交流を積極的に行い、地域社会とつながりを持ちたい」の割合は、身体障がい者では 15.2%、知的障がい者では 11.0%、精神障がい者では 7.1%となっています。

調査結果「地域での生活の意向」



【施策の方向性】

- 地域福祉の推進を図るため、身近な地域で支えあう地域住民間のネットワークの構築や、自治会、民生委員児童委員などの地域組織との連携により、支援体制の構築を強化します。
- 障がい当事者も親を含む支援者も高齢化が進んでいます。親亡き後の財産管理と権利擁護のため、成年後見制度の利用を促進します。
- ボランティア等によるインフォーマルサービスの体制づくりを目指し、市民への福祉意識の醸成を推進するとともに、ボランティアの活動を支援します。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアの育成、ボランティア情報の集約等を促進します。

ア 地域福祉の基盤整備

主な施策・事業名	内容	主管課
総合福祉センターの充実	<p>○障がい者への福祉サービスの提供や相談体制の充実、ボランティアに対する支援等、福祉のより一層の充実を図るための地域福祉の拠点施設として、「総合福祉センター」の機能の充実に努めます。</p> <p>○老朽化した施設の設備改修を計画的に行います。</p>	福祉長寿課
社会福祉協議会への支援・助成	<p>○行政と共に地域福祉の中核として機能をより充実させるために、運営等への支援・助成を実施します。</p>	福祉長寿課

イ 地域福祉ネットワークの整備

主な施策・事業名	内容	主管課
地域保健福祉サービス推進委員会	<p>○「地域保健福祉サービス推進委員会」は、保健、医療、福祉の各分野における行政と関係機関が連携し、各種サービスの総合調整、評価、開発等を検討することにより、効率的な行政運営を図ることを目的として設置されています。</p> <p>○保健福祉サービスの提供やサービスにかかわる各種計画の作成、見直しについて検討します。</p>	福祉長寿課
地域自立支援協議会の運営	<p>○中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価を行います。</p> <p>○具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言を行います。</p> <p>○地域の関係機関とのネットワークの構築を図ります。</p> <p>○障がい者施策に関する点検・評価を行います。</p>	障がい福祉課

ウ 市民福祉活動の推進

主な施策・事業名	内容	主管課
福祉ボランティアの充実	<p>○各種事業の開催等を通じて福祉ボランティアの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民を対象にした福祉講座の開催 ・ 中高校生を対象にしたボランティア体験学習の開催 ・ 登録ボランティアを対象にした強化研修 ・ ボランティア活動、援助希望者の相談・派遣 ・ 「ぼらぼら通信」等、福祉関連の情報発信 	社会福祉協議会
障がい者の社会参加の促進	<p>○障がい者自身が、社会参加の一環としてボランティア活動をはじめとした、市民活動に積極的に参加できるよう、環境整備等の支援に努めます。</p>	障がい福祉課
座間市民活動サポートセンターの活用	<p>○「市民参加による協働のまちづくり」の推進を目的に、市民活動を総合的に支援する「座間市民活動サポートセンター」で、市民活動団体や個人の交流の場の提供、情報収集や情報発信等の更なる活用に努めます。</p>	市民協働課
職員の福祉活動への支援	<p>○ボランティア休暇制度により職員の福祉活動への参加を支援します。</p> <p>○ボランティア休暇制度を周知することで、活動に対する職場理解を推進します。</p>	職員課

②相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 相談機関の一層の周知とともに、発達障がいや高次脳機能障がいの人も含めた、障がいのある人の生活全般にかかる総合的な相談支援体制の充実に向けた関係機関の連携が必要です。

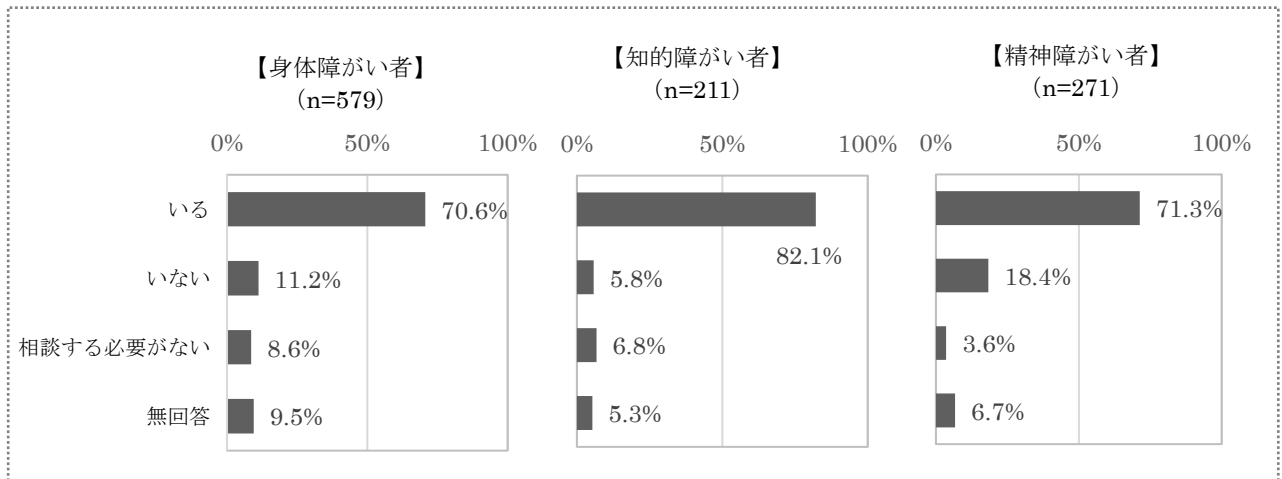
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- 相談の事業所の数は増えてきているが、相談員が足りておらず、相談員の育成、スキルアップ、相談支援の質の確保が必要であるという意見がありました。
- 障がいの相談支援を行う専門職や事業所は高齢者より少なく、一人ひとりに適切な相談支援が行き渡っていないのではないかという意見がありました。
- 実際にどこの誰に相談したらよいかかわかっていない人も多く、相談員も不足しているので困ったときに直ぐに話しが出来ないという意見がありました。

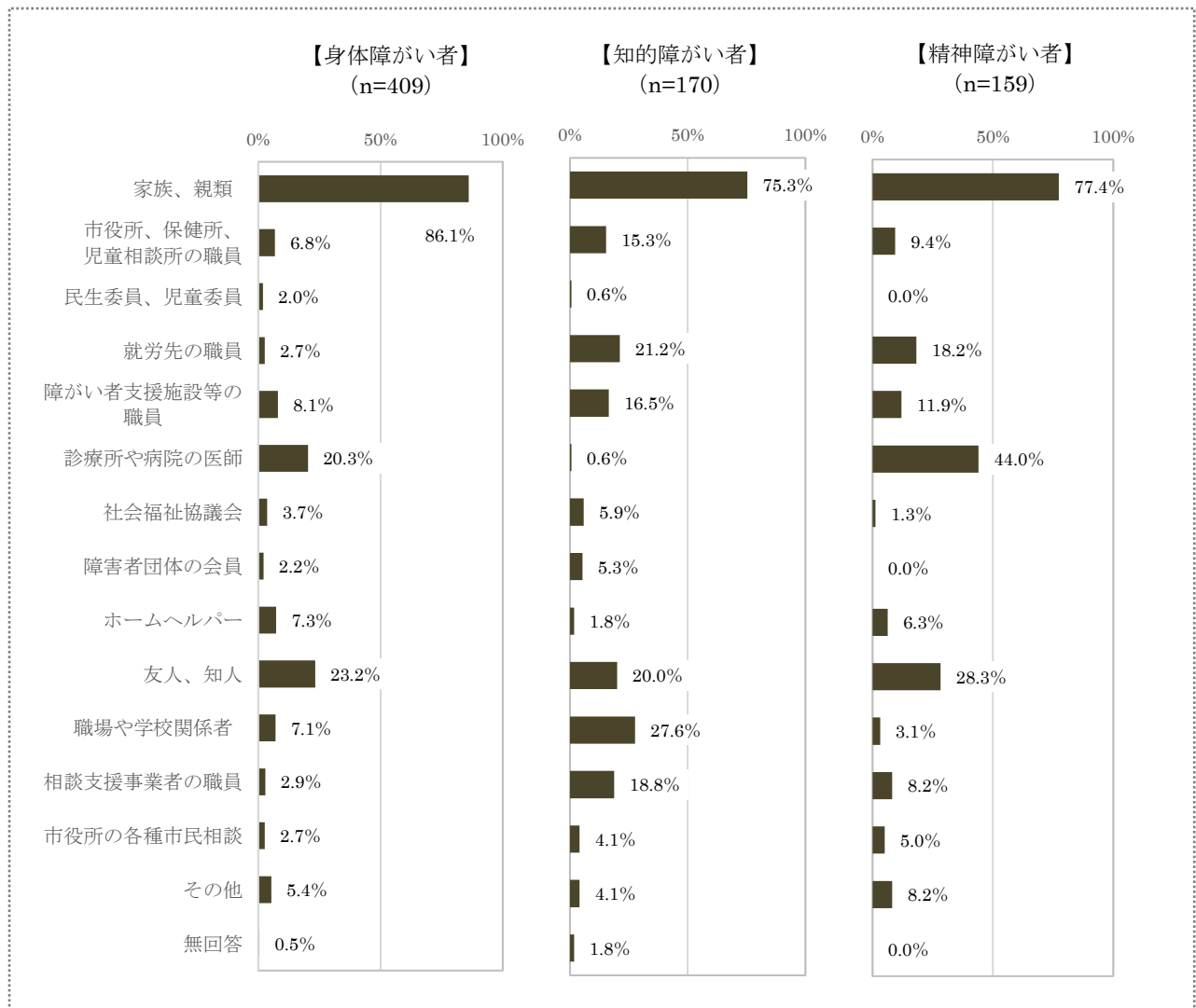
【市民アンケート調査結果】

- 相談する相手の有無では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも「いる」と答えた方が70%以上となっており、特に知的障がい者では80%以上の割合となっています。「いない」と答えた方は精神障がい者では18.4%と身体障がい者の11.2%、知的障がい者の5.8%に比べて高くなっています。
- 相談する相手は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも「家族、親類」が最も多く70%以上を占めています。精神障がい者では「診療所や病院の医師」の割合が44.0%と、身体障がい者、知的障がい者に比べて高くなっています。

調査結果「相談相手の有無」



調査結果「相談する相手」



【施策の方向性】

- ・身近な生活相談から、障がい福祉サービスの利用計画や困難な事例への対応等、市ケースワーカーと事業所等が役割分担と連携をしながら、相談支援体制の充実を図ります。

ア 相談事業の充実

主な施策・事業名	内容	主管課
相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び提言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。 ○市は一般相談支援を委託により推進します。 ○計画相談支援を推進します。 ○地域移行支援を推進します。 	障がい福祉課
家族教室の開催 対象：精神障がい者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ○精神疾病で通院している人がいる家族と「病気についての学習、日頃の悩みや対処方法」等について話し合いを実施します。 ○月1回で開催し、様々な家族の方の参加に向けて周知をしていきます。 	障がい福祉課
各種相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○各担当窓口における相談事業について、一層の充実を図り、問題の解決に寄与します。 	障がい福祉課 子ども政策課 教育指導課 広聴人権課

イ 相談・情報提供体制の充実

主な施策・事業名	内容	主管課
精神障害者地域活動支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者に関する相談、指導、助言等を行う、「精神障害者地域活動支援センター」が設置されています。 ○プログラムの提供方法やフリースペースの活かし方について、目的をもったサービスの提供ができるように努めます。 ○地域住民、関係機関との連携により、あたりまえの生活が送れる地域づくりに努めます。 	障がい福祉課
民生委員児童委員活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進の担い手であり、行政と地域のパイプ役である民生委員児童委員の活動に対し支援を行います。 	福祉長寿課
障害福祉相談員活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○相談に応じやすいよう、障がい特性に応じた障害福祉相談員を選任します。 ○相談活動への支援を行います。 	障がい福祉課
障害者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の積極的な社会参加を促すため、市内の障害者団体（8団体）への支援を行います。 	障がい福祉課

ウ 職員の育成

主な施策・事業名	内容	主管課
市職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉に関する研修の実施等により、職員の理解促進や能力向上を図り適切な支援が出来るよう職員の育成に努めます。 ○新人職員に対し差別解消法の研修を実施します。 	障がい福祉課 職員課

2) 情報・意思疎通

①情報提供の充実

【現状と課題】

- ・障がいの特性に応じて様々なメディアや関係機関を活用し、サービスの内容をはじめとする、福祉情報の提供を充実させていくことが必要です。
- ・ホームページや事業案内冊子で提供する情報の内容を、対象となる障がいの特性や目的に応じて分かりやすく提供することが求められます。

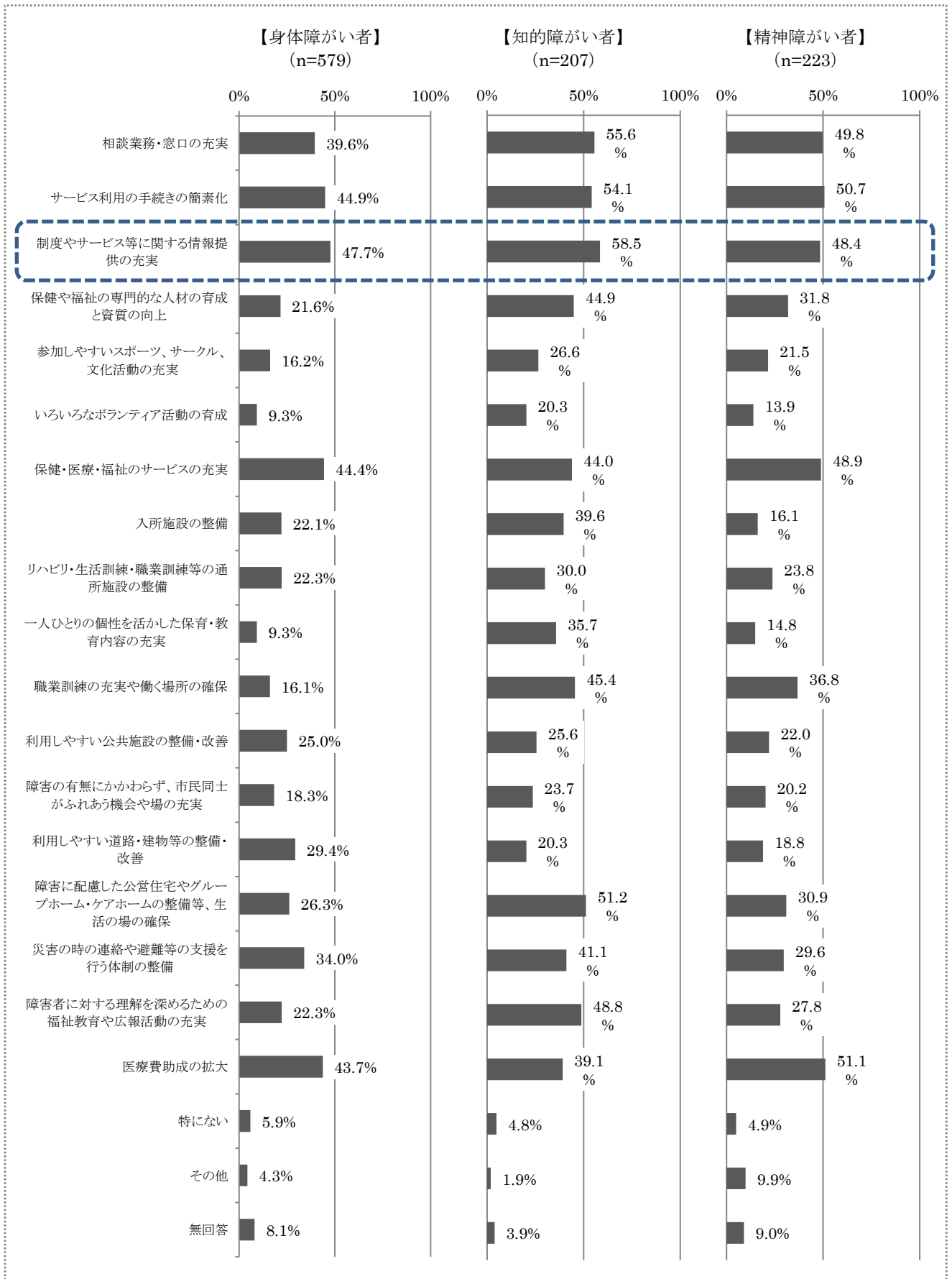
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・ホームページは、知的障がいのある方でもわかりやすく、誰もが読みやすく使いやすいように、また、市の発信する各種情報をEメールで取得できるとよいという意見がありました。
- ・ホームページは、高齢者は見られない人も多いので、広報紙の充実を望むという意見がありました。
- ・ネット上に情報があふれ、正しくない情報に振り回される今だからこそ、行政からの正確で分かりやすい親切な情報が必要とされているという意見がありました。
- ・広報ざま、市のホームページは、市内の障がい者団体等の情報なども積極的に記載してもらえると良いという意見がありました。
- ・ホームページに市内事業所のHPをリンクさせていただけると良いという意見がありました。
- ・ホームページの障害福祉に関する情報は、情報量が少なく、あまり更新されていない。情報発信の方法の一つとして、Facebook や LINE を用いても良いのではないかという意見がありました。

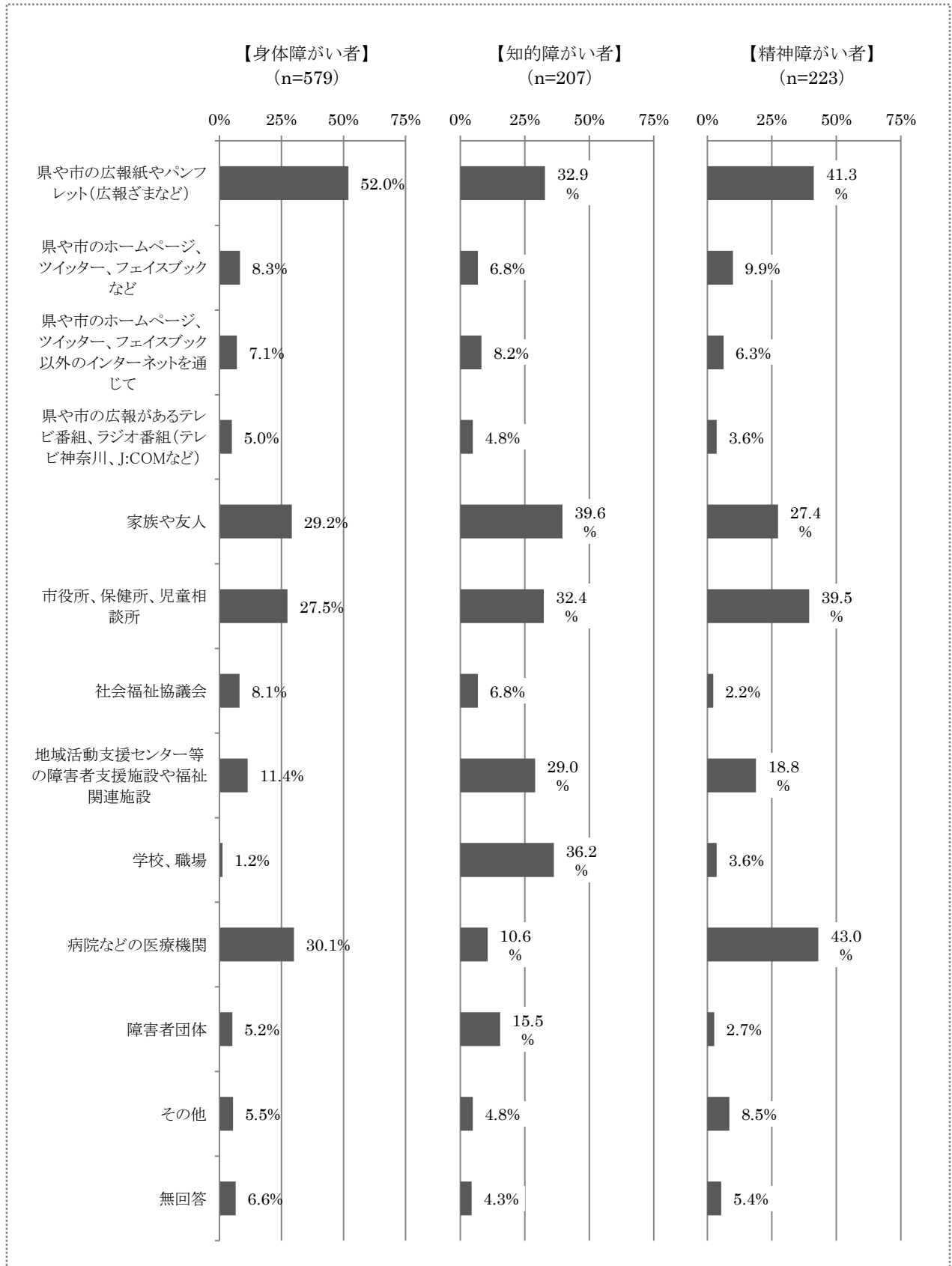
【市民アンケート調査結果】

- ・障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、「制度やサービス等に関する情報提供の充実」の割合は、身体障がい者では 47.7%、知的障がい者では 58.5%、精神障がい者では 48.4%とそれぞれ高くなっています。
- ・福祉に関する情報の入手先についてみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに多いのは、「県や市の広報紙やパンフレット（広報ざまなど）」、「市役所、保健所、児童相談所」、「家族や友人」であり、それぞれ概ね 30%以上の割合となっています。他に多いのは、身体障がい者と精神障がい者では「病院などの医療機関」で、それぞれ 30.1%、43.0%となっています。知的障がい者では、「学校や職場」が 36.2%となっています。

調査結果「自立した生活を送るために必要なこと」



調査結果「福祉に関する情報の入手先」



【施策の方向性】

- 様々なメディアや関係機関を活用した多用な情報提供手段を検討するとともに、視覚障がいや聴覚障がいなどの特性や、目的に応じた分かりやすい情報提供に努めます。

主な施策・事業名	内容	主管課
広報紙による福祉情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報ざま」に福祉関係の新しい制度や行事の予定・ボランティア活動の紹介等、福祉関連記事を掲載し、情報の発信を行うことにより情報提供の充実に図ります。 ○ボランティアの協力により「広報ざま」を朗読したCDを作成し、希望に応じ障がい者へ届けます。 	障がい福祉課 市政戦略課
事業案内冊子の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「障がい者福祉のしおり」の内容の充実に図り、見直しを随時実施します。また、ホームページ上でも公開します。 	障がい福祉課
市ホームページの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者にとって使いやすいホームページづくりに努めます。 ○音声読み上げ機能の継続のため、今後も、コンテンツ作成者向けの研修を実施します。 	市政戦略課
課ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉課のホームページの充実に努めます。 	障がい福祉課
情報提供方法・手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、インターネットのホームページ、ケーブルテレビ、マスメディア等の有効な手段で速やかな情報提供に努めます。 ○特に情報が不足しやすい視覚障がい者に対し、音声コードや点字等を活用した情報提供の充実に努めます。 	障がい福祉課
個人情報保護の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの対象者等に関する個人情報については、その厳正な管理及び保護に努めます。併せて、指定管理者、委託事業者等への指導・啓発を行います。 	障がい福祉課
市民活動支援情報サイト「ざまっと」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターで開設している市民活動支援情報サイト「ざまっと」により、団体ホームページ作成やイベント、会員募集等情報面から団体活動を支援します。 ○閲覧支援ツールにより、文字拡大、白黒反転、音声読み上げ機能を活用します。 	市民協働課
カラーバリアフリーの周知の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○色覚障がいのため、色による識別が困難な方々への配慮を進めるため、県が策定した「カラーバリアフリー色使いのガイドライン」の周知を図ります。 	障がい福祉課
福祉機器の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○総合福祉センター内で、福祉機器の情報提供をします。 ○福祉用具事業者の参入が少ないため、今後の在り方を検討します。 	社会福祉協議会
情報保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催事業には手話通訳や要約筆記をつける等、誰もが参加できることを推進します。 	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者を養成する講座を開催します。 	障がい福祉課

4 安心して暮らせるまちをつくる

1) 生活環境

①総合的な福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ・道路などのバリアフリー化や歩道の整備などによる障がい者の移動しやすい環境整備が求められます。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設改修を推進するなど、公共施設等においては誰もが利用しやすい配慮が一層求められています。

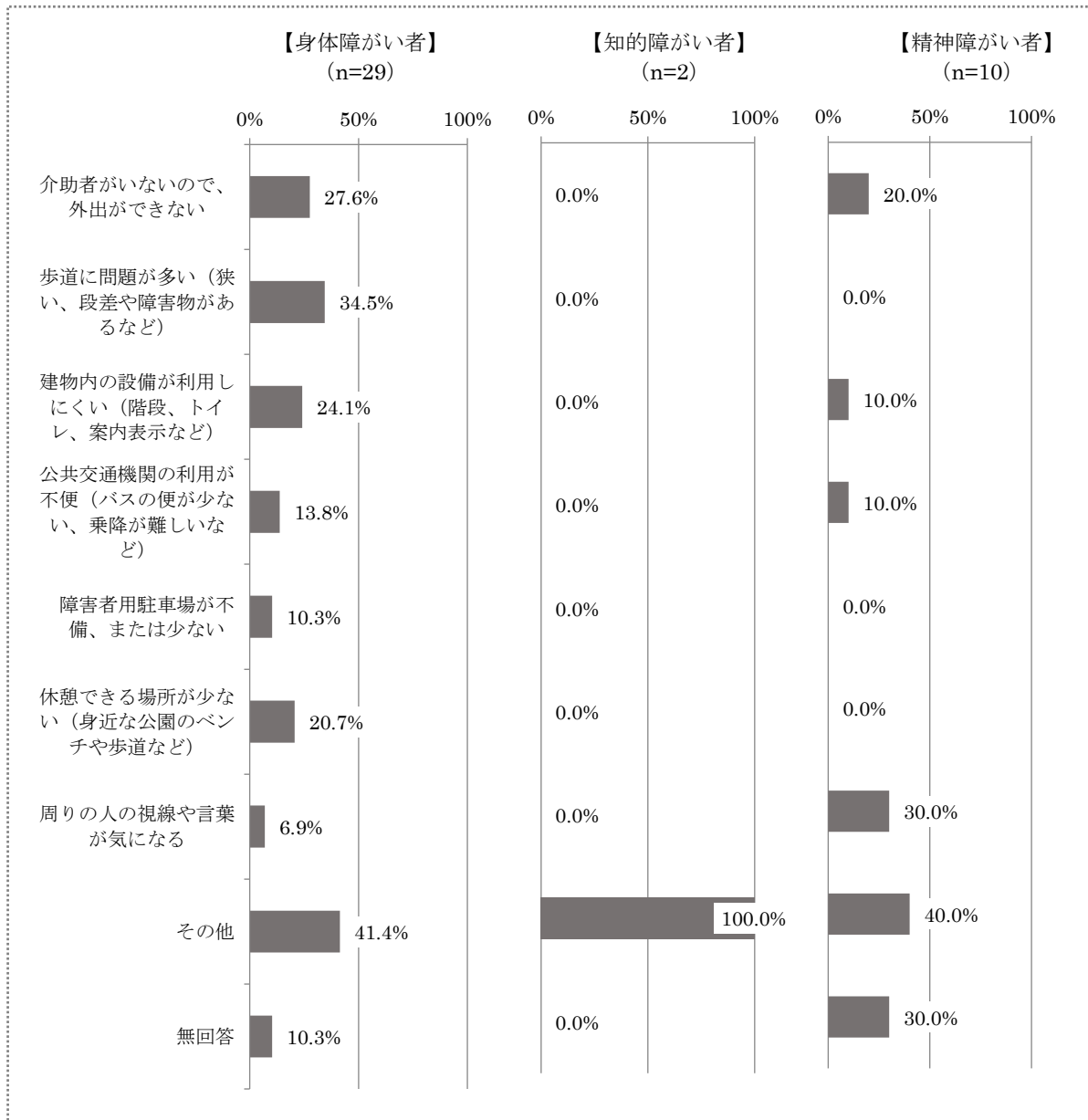
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・道路などのバリアフリーは、歩道が狭くでこぼこだったり、段差や傾斜もあり、まだ進んでいないという意見がありました。
- ・歩道がない道路が多く、あっても状態が良くないので、車椅子での外出は難しいという意見がありました。
- ・安心して外出できるように、誰もが利用しやすいトイレの設置箇所を増やしてほしいという意見がありました。
- ・特に重心の方達に対応している施設が少なく、大人用のオムツ替えベッドを用意している施設はほとんどないという意見がありました。

【市民アンケート調査結果】

- ・外出する際に支障となっている事についてみると、身体障がい者では「歩道に問題が多い（狭い、段差や障害物があるなど）」が34.5%と最も多くなっています。また、精神障がい者では「周りの人の視線や言葉が気になる」が30.0%で最も多くなっています。

調査結果「外出する際に支障となっている事」



【施策の方向性】

- ・総合都市交通計画の基本方針に基づき、障がい者や健常者のわけ隔てなく、誰もが移動しやすい交通環境をつくるために、移動環境のバリアフリー化に取り組みます。
- ・継続的なバリアフリー化の推進を図るため、より質の高い交通バリアフリー整備の推進、市民への交通バリアフリーに対する理解の向上、バリアフリーのまちづくりへの展開を進め、市民や関係機関との連絡・調整を行い、すべての人にやさしい交通環境づくりの実現へ向けて、総合的・継続的な取組みに努めます。

ア 継続的なバリアフリー化の推進

主な施策・事業名	内容	主管課
歩道のバリアフリー化の整備推進	○市内の施設周辺及び主要な施設間の道路において、歩道幅員の確保、段差の解消、勾配の改善等、車椅子利用者や視覚障がい者などの視点も踏まえた整備を推進します。	道路管理者

イ 座間市総合交通計画の推進

主な施策・事業名	内容	主管課
道路整備事業	○道路管理者が歩道の新設拡大や視覚障がい者誘導用ブロックの新設等道路のバリアフリー化の推進に努めます。	道路管理者
公共交通事業	○誰もが駅やバス、タクシーを利用しやすいように、公共交通事業者が、それぞれ旅客施設や車両のバリアフリー化の推進に努めます。	公共交通事業者
交通安全対策事業	○公安委員会が交通安全施設のバリアフリー化の推進に努めます。 ・音響式信号機等の設置 ・違法駐車取締りの強化 ・違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進 ・交通規制の実施	県公安委員会

ウ 都市空間のバリアフリー化

主な施策・事業名	内容	主管課
障がい者等に配慮した都市整備の推進	○都市マスタープランをはじめ、都市環境の整備に関する計画の策定においては、バリアフリーを実現するためのハード・ソフト両面について障がい者等に配慮した計画づくりに努めます。	都市計画課
公園施設のバリアフリー化の推進	○新たな公園整備に当り、障がい者用トイレの設置、障がい者専用駐車スペースの確保等、障がい者等が利用しやすい施設づくりに配慮します。 ○既存公園についても、トイレの段差解消や手すりの設置、階段のスロープ化等、施設の改善に努めます。 ○川や湧水等の水辺についても、整備・改善に努めます。	公園緑政課
歩行施設のバリアフリー化の推進	○児童や障がい者等の交通弱者の安全を確保するため、H24 から交通安全総点検を実施し、計画的に改善を行ないます。 ○道路と歩道の段差解消、誘導用ブロックの敷設等、歩行施設の改善に努めます。	道路課

エ 公共施設のバリアフリー化

主な施策・事業名	内容	主管課
公共施設等の整備・改善	○公共施設については、障がい者専用駐車スペースの確保、段差の解消やトイレの整備、エレベーターの設置等、障がい者が利用しやすい施設への改善に努めます。 ○公共施設の新たな建設にあたっては、より多くの障がい者の意見を参考とし、使いやすい施設づくりに努めます。	各施設所管課

②防犯・防災対策の推進

【現状と課題】

- ・災害時避難行動要支援者名簿の周知とともに、地域住民と連携した災害時の支援体制の構築が必要です。
- ・「座間市地域防災計画」に基づき、障がい者や高齢者等に配慮した避難所を確保するとともに、災害時の避難所（二次避難所）における障がいの特性に応じた福祉、医療的なケアの配慮が必要です。
- ・小規模な事業所にまで、防犯対策が行き届いていない。

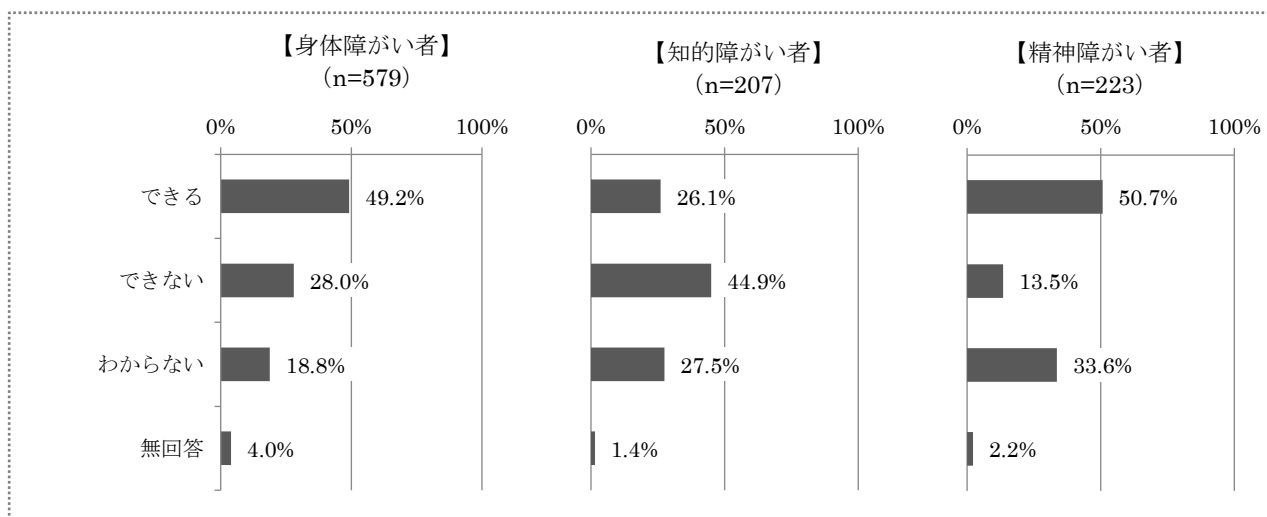
【障害者団体等からのヒアリング調査結果】

- ・防犯カメラの設置は良いと思いますが、防犯対策講座等の機会を増やす事も必要で、各事業所への出張講座等があるとよいという意見がありました。
- ・不審者対応マニュアルを作ったが、素人なので専門家に見ていただき、指導していただきたいという意見がありました。
- ・防犯カメラの設置に補助をしてほしいという意見がありました。
- ・災害時には、行政、障がい者、病院などの連携を望むという意見がありました。
- ・災害時の避難所について最初は一般の方と一緒にいるが、障がい者だけのところを最初から設定してほしいという意見がありました。
- ・事業所単体で避難訓練をしても限定的な効果しか得られないので、行政と事業所が連携した避難訓練等を実施したいという意見がありました。
- ・防災について、これまで職員だけで考えていたが、消防の方にみていただいてアドバイスをいただいたことがよかったという意見がありました。
- ・二次避難所（福祉避難所）はバリアフリーにしてほしいという意見がありました。
- ・避難所に行けず自宅・車中・テントで過ごす障がい者の安否を把握し、物資が届くシステムを考えてほしいという意見がありました。
- ・無線が聞こえないので、代わりにわかるシステムがほしいという意見がありました。

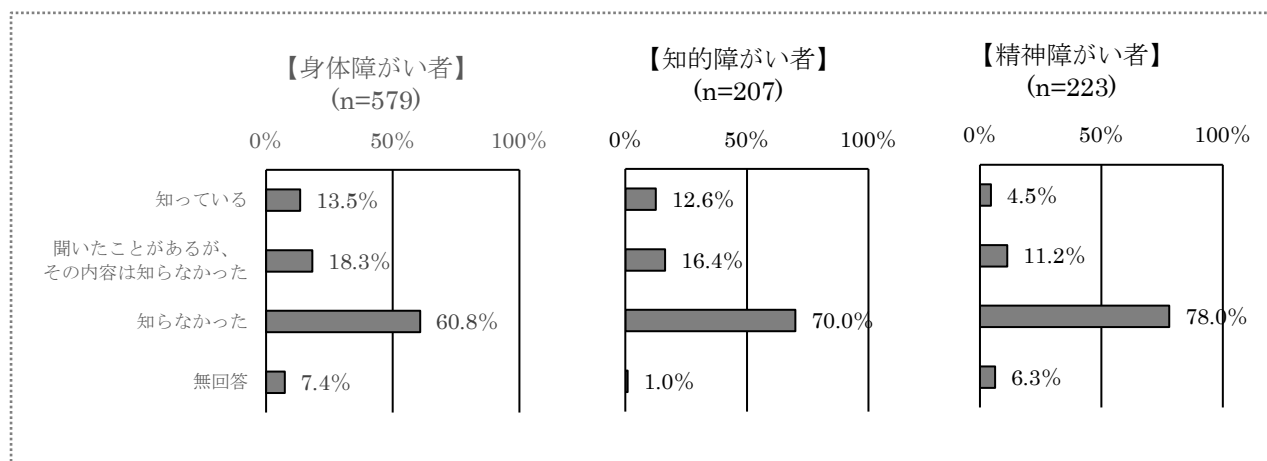
【市民アンケート調査結果】

- ・災害時に一人で避難できない人が、身体障がい者では 28.0%、知的障がい者では 44.9%、精神障がい者では 13.5%です。
- ・「災害時避難行動要支援者名簿」を知らない人が、身体障がい者では 60.8%、知的障がい者では 70.0%、精神障がい者では 78.0%です。
- ・「災害時避難行動要支援者名簿」への登録希望では、身体障がい者では 19.3%、知的障がい者では 17.9%が「今後は登録したい」としているが、精神障がい者では 11.7%にとどまっています。

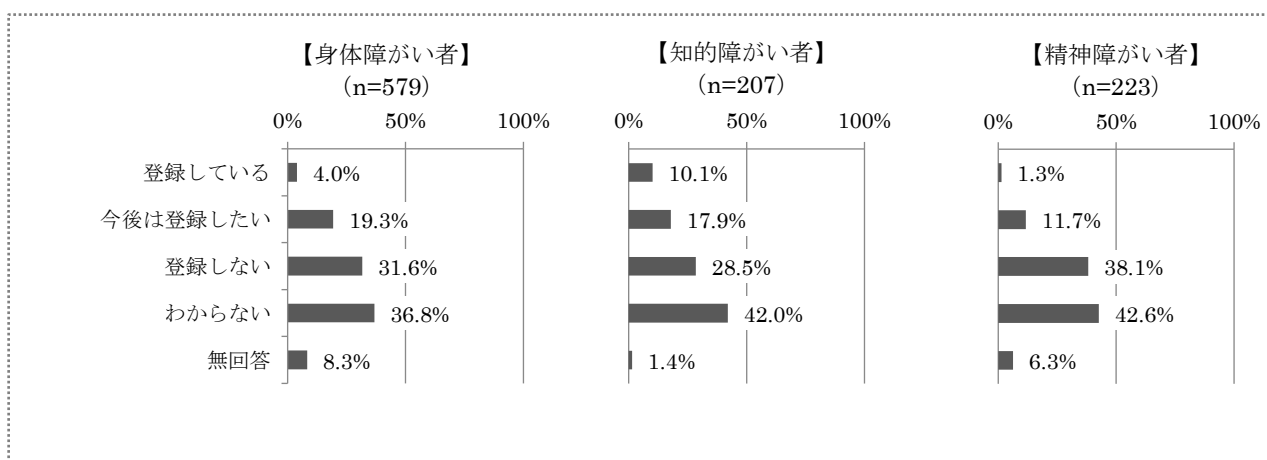
調査結果「災害時の避難に一人で避難」



調査結果「災害時避難行動要支援者名簿リスト」の認知状況



調査結果「災害時避難行動要支援者名簿リスト」への登録希望



【施策の方向性】

- ・災害時において、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、地域住民と連携した災害時避難行動要支援者制度の充実を図ります。
- ・災害時の避難所に、福祉、医療的なケアを配慮した二次避難所（福祉避難所）の運営について検討していきます。
- ・災害時において、障がい児・者の窓口となる障がい福祉担当課の支援体制づくりの充実を図ります。

主な施策・事業名	内容	主管課
防災知識の啓発	○「防災対策総合ガイド」の配布や「防災講話」の実施を通じて、災害時避難行動要支援者対応を踏まえた防災に関する知識の普及・啓発に努めます。	危機管理課
地域防災体制整備への支援	○災害等の緊急時においては、地域住民による相互協力が不可欠となるため、隣近所との緊密な連携のもと、災害に備えた地域体制づくりを支援します。 ○避難所毎に設置される避難所運営委員会の設置を推進します。	危機管理課
緊急時情報の提供体制の確立	○防災行政無線のほか、音声自動応答サービス、メール配信、HP など多様な伝達手段を用いて緊急時における情報提供の充実を図ります。	危機管理課
緊急情報メール配信サービスの実施	○火災、行方不明者、光化学スモッグ、イベント中止、犯罪情報、その他身体・生命・財産に重大な影響を及ぼすものについてメール配信サービスを引続き実施します。	危機管理課
避難所の整備	○市内の福祉施設等との防災協定に基づいた障がい者の対応に努めます。 ○二次避難所（福祉避難所）の環境整備、ルール作りに努めます。	危機管理課 福祉長寿課 障がい福祉課
災害時避難行動要支援者名簿の運用の検討	○「災害時避難行動要支援者名簿」の効果的な運用について災害時避難行動要支援者支援協議会において検討し、地域の協力のもと災害時において速やかに安否確認を行える体制の整備に努めます。	障がい福祉課 福祉長寿課
火災警報器の設置費用の給付・助成	○重度の心身障がいのある人を対象に、火災警報器の購入・設置の際に、かかる費用の全部又は一部を給付・助成します。	障がい福祉課
家具等転倒防止対策助成事業の実施 対象：身体障がい者	○地震時の家具の転倒や落下物は、多くの負傷の原因となっており、家具転倒防止対策を進めることが重要です。 自力では家具転倒防止対策を実施することが困難な方に対して助成を行います。	福祉長寿課
緊急通報システム 電話貸与事業の実施	○急病等の緊急時に、事業者へ自動的に通報する専用発信機を貸与します。 対象：①重度障がい者と身体が虚弱で日常生活上注意を要する高齢者で構成される世帯。 ②75歳以上の一人暮らし高齢者 ③85歳以上の高齢者世帯	福祉長寿課

第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉サービスの概要

1) 障害者総合支援法のこれまでの経緯

平成 18 年の障害者自立支援法の施行及び平成 19 年の障害者の権利に関する条約への署名以来、国では様々な利用者ニーズを踏まえて、法の見直しを行ってきました。そして、平成 25 年に障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）として改正しました。また、平成 28 年には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、平成 30 年に施行されます。これまでの経緯は次のとおりです。

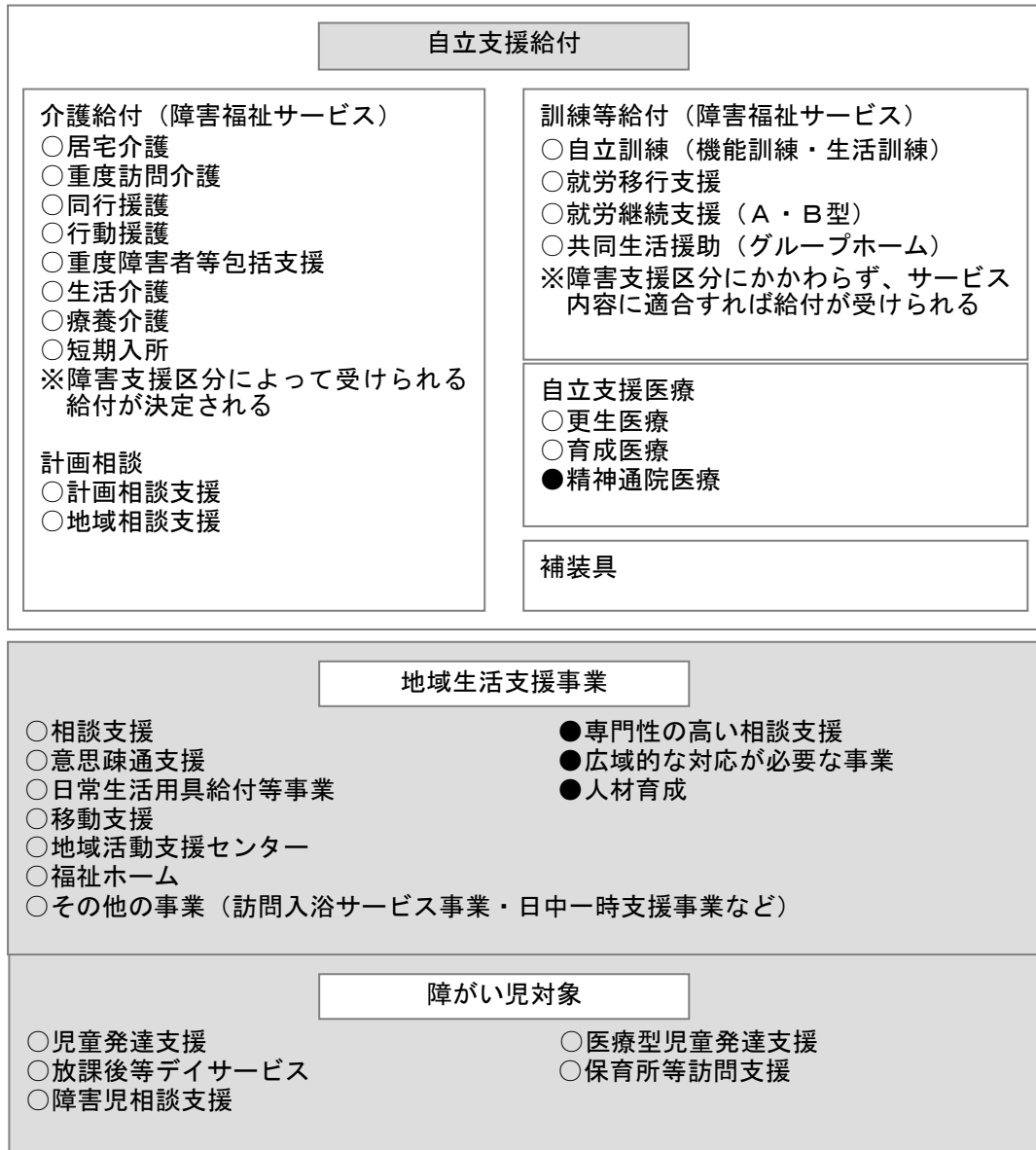
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法の施行（同年 10 月に完全施行）
平成 18 年 12 月	法の円滑な運営のための特別対策（障害保健福祉関係主管課長会議） （①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置）
平成 19 年 4 月	障害者自立支援法の一部見直し
平成 19 年 12 月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置（障害保健福祉関係主管課長会議） （①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進）
平成 20 年 4 月	障害者自立支援法の一部（事業者の経営基盤の強化）見直し
平成 20 年 7 月	障害者自立支援法の一部（利用者負担の見直し）見直し
平成 21 年 7 月	衆議院解散により「障害者自立支援法改正案」廃案に
平成 22 年 6 月	障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）
平成 22 年 12 月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行
平成 28 年 5 月	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律 成立
平成 30 年 4 月	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律 施行

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正し、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととなりました。

2) 障害福祉計画の対象となるサービスの構成

障害福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分されます。

自立支援給付のうち、障害支援区分によって受けられる給付が決定される「介護給付」と障害支援区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられる「訓練等給付」をあわせて、「障害福祉サービス」となります。



○市町村実施事業 ●都道府県実施事業

2 障害福祉サービス等の利用状況

1) 障害福祉サービス・相談支援

■必要な量の見込みと実績（平成 29 年度実績は見込み値）

サービス名				27 年度	28 年度	29 年度
訪問系 1か月当たり	居宅介護	見込	人数	95	110	126
			時間	1,387	1,595	1,835
		実績	人数	99	106	117
			時間	1,694	1,707	1,886
	重度訪問介護	見込	人数	3	3	3
			時間	256	269	282
		実績	人数	0	0	0
			時間	0	0	0
	同行援護	見込	人数	18	19	20
			時間	402	422	444
		実績	人数	19	24	28
			時間	570	677	790
	行動援護	見込	人数	4	4	4
			時間	111	128	147
		実績	人数	5	8	9
			時間	132	105	120
重度障害者包括支援	見込	人数	1	2	3	
		時間	20	30	40	
	実績	人数	0	0	0	
		時間	0	0	0	
小計	見込	人数	121	138	156	
		時間	2,176	2,444	2,748	
	実績	人数	123	138	154	
		時間	2,395	2,488	2,796	
日中活動系 1か月当たり	生活介護	見込	人数	226	248	273
			日	3,002	3,302	3,632
		実績	人数	223	212	214
			日	4,374	4,236	4,270
	療養介護	見込	人数	16	16	16
		実績	人数	15	18	19
	短期入所	見込	人数	78	86	95
			日	324	357	392
		実績	人数	85	82	83
			日	561	407	410
	自立訓練(機能訓練)	見込	人数	3	3	3
			日	45	45	45
		実績	人数	0	3	3
			日	0	33	33
	自立訓練(生活訓練)	見込	人数	6	6	6
			日	76	76	76
		実績	人数	4	3	4
			日	82	56	60
	就労移行	見込	人数	22	24	26
			日	215	230	246
		実績	人数	36	30	32
			日	735	545	584
	就労継続支援A	見込	人数	13	15	16
			日	260	300	360
実績		人数	17	25	32	
		日	352	498	632	
就労継続支援B	見込	人数	194	213	234	
		日	2,430	2,673	2,940	
	実績	人数	188	209	232	
		日	3,081	3,472	3,854	

■必要な量の見込みと実績（平成 29 年度実績は見込み値）

サービス名				27 年度	28 年度	29 年度
居住系 1か月当たり	共同生活援助 (グループホーム)	見込	人数	94	103	113
		実績	人数	97	97	102
	施設入所	見込	人数	76	75	74
		実績	人数	83	81	81
	宿泊型自立訓練	見込	人数	3	3	3
		実績	人数	3	1	3
指定相談支援 1か月当たり	計画相談支援	見込	人数	32	42	56
		実績	人数	110	114	300
	地域相談支援 (地域移行支援に限る)	見込	人数	3	3	3
		実績	人数	0	0	0
	地域定着支援	見込	人数	3	3	3
		実績	人数	0	0	0
障がい児対象 1か月当たり	児童発達支援	見込	人数	65	71	78
		実績	人数	68	107	123
	医療型児童発達支援	見込	人数	0	0	0
		実績	人数	0	0	0
	放課後等デイサービス	見込	人数	127	139	153
		実績	人数	145	165	206
	保育所等訪問支援	見込	人数	1	1	1
		実績	人数	1	0	1
	障害児相談支援	見込	人数	11	14	18
		実績	人数	36	60	64

- 第四期計画の見込とサービス実績を比較すると、訪問系サービスでは、「同行援護」は実績が見込量を大きく上回り、その他のサービスの実績は見込量をやや上回る利用です。なお、「重度訪問介護」及び「重度障害者包括支援」は実績がありませんでした。
- 日中活動系サービスでは、「就労移行」、「就労継続支援 A」の実績が見込量を大きく上回りました。
- 居住系サービスでは、「グループホーム」の利用は見込どおりには伸びず、「施設入所」の利用者は見込を上回りました。
- 指定相談支援サービスでは、「計画相談支援」の利用者が見込を大きく上回りました。なお、「地域相談支援（地域移行支援に限る）」と「地域定着支援」の利用はありませんでした。
- 障がい児対象サービスでは、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」の利用者が急増しており、見込を大きく上回りました。

2) 地域生活支援事業・その他の事業

■必要な量の見込みと実績（平成29年度実績は見込み値）

サービス名			27年度	28年度	29年度	
相談支援	一般相談支援事業	見込	箇所	3	3	3
		実績	箇所	3	3	3
	自立支援協議会	見込	実施回数	2	2	3
		実績	実施回数	2	2	2
成年後見制度 利用支援	成年後見制度利用 支援事業	見込	人数	7	8	9
		実績	人数	3	3	6
	成年後見制度法人 後見支援事業	見込	実施の有無	なし	なし	あり
		実績	実施の有無	あり	あり	あり
意思疎通支援 1カ月当たり	手話通訳者派遣事業	見込	人数	37	41	45
		実績	人数	35	36	36
	要約筆記者派遣事業	見込	人数	2	2	3
		実績	人数	2	3	3
	手話通訳者設置事業	見込	人数	2	2	2
		実績	人数	2	2	2
日常生活用具 1か年当たり	介護訓練支援用具	見込	人数	17	18	19
		実績	人数	10	5	5
	自立生活支援用具	見込	人数	28	30	33
		実績	人数	24	11	15
	在宅療養等支援用具	見込	人数	22	24	27
		実績	人数	10	20	20
	情報・意思疎通支援 用具	見込	人数	24	27	29
		実績	人数	16	31	35
	排泄管理支援用具	見込	人数	2,516	2,767	3,044
		実績	人数	2,564	1,622	1,784
	居室生活動作補助 用具	見込	人数	7	7	8
		実績	人数	4	1	1
移動支援 1か月当たり	移動支援	見込	実利用者数	121	133	146
		実績	実利用者数	147	150	150
		見込	延べ利用時間	1,307	1,437	1,581
		実績	延べ利用時間	1,134	1,160	1,160

■必要な量の見込みと実績（平成 29 年度実績は見込み値）

サービス名				27 年度	28 年度	29 年度
地域活動支援センター	機能強化事業Ⅰ型	見込	箇所	1	1	1
			人数	53	56	59
		実績	箇所	1	1	1
			人数	165	184	184
	機能強化事業Ⅲ型	見込	箇所	5	5	5
			人数	74	74	74
		実績	箇所	5	5	5
			人数	73	68	63
	機能強化事業Ⅲ型(市外)	見込	箇所	4	4	4
			人数	10	10	10
		実績	箇所	4	5	5
			人数	6	7	7
訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業	見込	利用実人数/月	17	18	19
		実績	利用実人数/月	11	11	12
日中一時支援	日中一時支援事業	見込	実人数/月	132	145	156
		実績	実人数/月	197	196	196
		見込	延べ利用日数/年	7,854	8,639	9,503
		実績	延べ利用日数/年	8,092	8,823	8,823
生活サポート事業	生活サポート事業 1カ月当たり	見込	人数	1	1	1
		実績	人数	0	0	0
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催事業	見込	箇所	2	2	2
		実績	箇所	2	2	2
	芸術文化講座等開催事業	見込	箇所	2	2	2
		実績	箇所	2	1	1
	点字・声の広報等発行事業	見込	件数	1	1	1
		実績	件数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造事業 1か年当たり	自動車運転免許取得助成事業	見込	人数	3	3	3
		実績	人数	2	1	2
	自動車改造助成事業	見込	人数	5	5	5
		実績	人数	0	2	2
就労支援相談員設置事業	就労支援相談員設置事業	見込	人数	1	1	1
		実績	人数	1	1	1

- ・「相談支援事業所」については、見込みどおり平成 26 年度からは 3 箇所で実施しています。「自立支援協議会」も毎年継続的に開催しています。
- ・「成年後見制度利用支援事業」は、見込みどおりの利用がありませんでした。
- ・意思疎通支援事業では、「手話通訳者派遣事業」は見込みを下回る利用となっています。
- ・「日常生活用具給付等事業」では、「情報・意思疎通支援用具」の利用が平成 28 年、29 年で見込を上回っており、他の用具では利用が下回っています。
- ・地域活動支援センターでは、「機能強化事業Ⅰ型」の利用が見込みを大きく上回っています。
- ・「日中一時支援事業」の利用者は多く、見込を上回っています。
- ・その他の地域生活支援事業においては、おおむね見込みどおりの利用が多いものの、「生活サポート事業」は利用がありませんでした。

3 平成32年度の成果目標の設定

1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の指針

数値目標設定の考え方	
・平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとする。	
・平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減する。	

■座間市の目標値

平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数81人のうち、8人が地域生活へ移行することを目指します。

また、平成32年度末において、施設入所者数を79名とし、2人の減少を見込みます。

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数(A)	81人	
目標値 地域生活移行者数	8人(9.9%)	
平成32年度末の施設入所者数(B)	79人	
目標値 入所者減少見込	2人(2.5%)	差引減少見込数 (A-B)

■目標の実現に向けて

- ・施設から地域生活への移行に向けた支援体制として、相談支援事業所が地域の関係機関・行政機関と連携・協力し、地域移行支援・地域定着支援等、地域相談支援の充実を図ります。
- ・地域生活への移行を円滑に行うため、地域の実情に即した居住の場としてグループホームなどの充実を図ります。
- ・障がい者個人のニーズに応じた形で地域移行が進められるよう、日中活動系サービスや在宅支援の充実に努めます。

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の指針

数値目標設定の考え方
・平成 32 年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する

■座間市の目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成 32 年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する
-------------------------	------------------------------------

■目標の実現に向けて

・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を平成 32 年度までに自立支援協議会に設置できるよう検討します。

3) 地域生活支援拠点等の整備

■国の指針

数値目標設定の考え方
・平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備する。

■座間市の目標値

地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点の施設数	平成 32 年度末までに 1 カ所設置
--------------	--------------	---------------------

■目標の実現に向けて

・自立支援協議会を活用し、市の特性を考慮した地域生活支援拠点等の整備を平成 32 年度までに設置できるよう検討します。
・設置に当たっては、市内のグループホームやショートステイといった資源を活用した面的整備を進めていきます。

4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

数値目標設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行実績を平成 32 年度において平成 28 年度の 1.5 倍以上とする。 ・就労移行支援利用者数を平成 32 年度末において平成 28 年度末より 2 割以上増加すること。 ・平成 32 年度末において就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割(50%)以上とする。 ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割(80%)以上とする。 	

■座間市の目標値 一般就労への移行等

項目	数値	備考
平成 28 年度末の年間一般就労者数	12 人	
目標値 平成 32 年度の年間一般就労者数	18 人	1.5 倍
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数 (A)	30 人	
目標値 平成 32 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	39 人	(A) から 3 割の増を見込む
目標値 平成 32 年度末時点の就労移行支援事業所の就労移行率	67%	市内の就労移行支援事業所 2 事業所 / 3 事業所
目標値 平成 32 年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	83%	平成 32 年度の就労定着支援利用者 18 人と見込み、うち 15 人が職場定着すると見込む

■目標の実現に向けて

- ・就労を希望する障がい者が、能力と適性にあった仕事に就けるよう、就労に関する知識や能力向上のための訓練を行う場の充実を図ります。
- ・就労の機会を拡大していくために、県、ハローワークと連携して、引き続き就労支援事業等を実施していきます。
- ・商工観光課、ハローワーク、就労援助センター等関係機関と連携の充実・強化に努め、市内事業者に対して、障がい者雇用の理解と協力を図り、就職率及び定着率の向上に努めます。

5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の指針

数値目標設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを1カ所以上設置する ・平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する ・平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける 	

■座間市の目標値

項目		数値	備考
児童発達支援センターの確保	児童発達支援センターの箇所数	1	平成 32 年度末までに 1 箇所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	保育所等訪問支援箇所数	1	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	事業所の箇所数	児童発達支援事業所 1	
		放課後等デイサービス 1	
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように関係機関が連携を図るための協議の場			自立支援協議会を活用した協議の場を設置

- ・児童発達支援センターは、平成 32 年度末までの設置について検討します。
- ・保育所等訪問支援について、市内では 1 事業所が実施しております。また、市の専門職による保育所等訪問支援も実施しております。今後は、市との役割分担等を考慮し継続することを目標とします。
- ・主に重症心身障害児を支援する事業所について、児童発達支援事業所は座間市サニーキッズで実施しております。また、放課後等デイサービス事業所については市内で 1 事業所が実施しております。今後も、この体制を継続することを目標とします。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように関係機関が連携を図るための協議の場については、平成 30 年度末までに設置することを目標とします。

■目標の実現に向けて

- ・市が民間事業者に委託している座間市サニーキッズが、今後、児童発達支援センターとして機能できるか、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置と併せて検討していきます。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように関係機関が連携を図るための協議の場については、自立支援協議会が活用できるか検討していきます。

4 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1) 訪問系サービス

■ サービス内容

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護	障がい者等（障害支援区分 1 以上）、障がい児（障害支援区分 1 相当以上）	○居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者で障害支援区分 4 以上	○常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者	○視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい児・者、統合失調症等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する人で障害支援区分 3 以上及び行動関連項目が 10 点以上	○知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者で障害支援区分 6	○常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■ 必要な量の見込み（1 か月当たり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人数	135	155	178
	時間	2,169	2,494	2,868
重度訪問介護	人数	3	3	3
	時間	296	311	326
同行援護	人数	29	30	32
	時間	830	872	916
行動援護	人数	10	12	14
	時間	138	159	183
重度障がい者等包括支援	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
合計	人数	177	200	227
	時間	3,433	3,836	4,293

■ 訪問系サービス見込量確保の方策

- ・在宅生活支援におけるサービスの充実を図るため必要な予算の確保に努めます。
- ・質の高いサービスが提供されるよう、人材の育成及び事業者支援を実施します。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

2) 日中活動系サービス

■ サービス内容

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上）※50歳以上は区分2以上	○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がい者で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の人	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	障がい者等（障害支援区分1以上）、障がい児（障害支援区分1相当以上）	○自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者等	○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者等	○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者等	○一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
就労継続支援 (A型)	65歳未満(利用開始時)で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者等で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	○事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ○一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 (B型)	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される障がい者等で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	○就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ○一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用した後に一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人	○障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します

■必要な量の見込み(1か月当たり)

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人数	225	236	248
	日	4,484	4,708	4,943
療養介護	人数	20	21	22
短期入所	人数	87	91	96
	日	431	453	476
自立訓練(機能訓練)	人数	3	3	3
	日	45	45	45
自立訓練(生活訓練)	人数	6	6	6
	日	76	76	76
就労移行	人数	34	36	39
	日	629	673	720
就労継続支援A	人数	35	39	43
	日	700	780	860
就労継続支援B	人数	255	281	309
	日	4,239	4,663	5,129
就労定着支援	人数	40	45	50

■ 日中活動系サービス見込量確保の方策

- 指定障害福祉サービス事業者が常時介護を要する人の障害福祉サービス利用に対応できる支援体制が整えられるよう、障害福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。
- 障がいのある人の就労機会拡大については、公共職業安定所との連携を強化して一般企業等へ雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労に向けた支援体制の充実を図ります。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

3) 居住系サービス

■ サービス内容

サービスの種別	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム) ※平成26年4月1日 で共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助へ一元化	障がい者等で、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等の利用者若しくは介護を必要とせず就労している人	○夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・関係機関との連絡調整や日常生活上の援助を行います。また食事、入浴や排せつ等の介護の必要性が認定されている場合は、サービスも併せて行います。
施設入所支援	介護を必要とする障がい者等で、障害支援区分が区分4以上の人 ※50歳以上は区分3以上	○夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
宿泊型自立訓練	生活介護等の日中活動系サービス利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や、地域の社会資源の状況から通所が困難な人	○居室その他の設備及び日常生活能力の向上の訓練を提供し、相談、助言を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で一人暮らしを希望する人	○本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■ 必要な量の見込み (1か月当たり)

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	人数	107	112	118
施設入所	人数	81	81	79
宿泊型自立訓練	人数	3	3	3
自立生活援助	人数	20	20	20

■ 居住系サービス見込量確保の方策

- ・地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、共同生活援助(グループホーム)の整備について働きかけを行うとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。
- ・入所を必要とする障がいのある人に適切に対応できる施設利用を推進します。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	○障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	○施設・病院を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。
地域定着支援	○居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人数	315	331	348
地域相談支援 (地域移行支援に限る)	人数	2	3	3
地域定着支援	人数	2	3	3

■ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援見込量確保の方策

- ・県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- ・難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

5) 障がい児対象

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
児童発達支援	○日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	○児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	○授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	○保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
障害児相談支援	○障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成し、その後の決定に係る「障害児支援利用計画」を作成します。 ○保護者によって障害児支援利用計画が適切であるかどうか検証し、保護者の意向その他事情を勘案して「障害児支援利用計画」の見直しを行い、関係者との連絡調整等を行います。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人数	141	162	186
医療型児童発達支援	人数	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	237	273	314
保育所等訪問支援	人数	1	1	1
障害児相談支援	人数	68	73	78

■ 障がい児を対象としたサービスの見込量確保の方策

- ・ 障害福祉サービスの利用に対応できる支援体制が整えられるよう、障害福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。
- ・ 県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。

5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1) 相談支援

■相談支援内容

項目	実施内容
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の相談、情報提供、助言を行います。 ○地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。 ○障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。 ○困難ケース障害福祉サービスの利用計画を作成します。
一般相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1
一般相談支援事業	箇所	3	3	3
自立支援協議会	実施回数	2	2	3

■相談支援見込量確保の方策

- 相談支援事業者の内容充実を検討するとともに、関係機関との連携を強化し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- 自立支援協議会については相談支援の機能強化やネットワーク整備など多方面から地域生活を支援します。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。
- 基幹相談支援センターを整備します。自立支援協議会の部会などを通じ、市に求められる基幹相談支援センターの役割を検討し、平成30年度に設置できることを目指します。

2) 成年後見制度利用支援事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
成年後見制度利用支援事業	○障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に成年後見制度の利用に要する費用について助成します。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人数	10	12	13

■ 成年後見制度利用支援事業見込量確保の方策

- ・関係機関と連携して、判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、必要に応じて、成年後見制度の活用に努めます。

3) 成年後見制度法人後見支援事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
成年後見制度法人後見支援事業	○成年後見制度に於ける後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	1	1	1

■ 成年後見制度法人後見支援事業見込量確保の方策

- ・地域の実情に応じて、広域的に研修を実施し、障がいのある人の権利擁護を図ることに努めます。

4) 意思疎通支援事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
意思疎通支援事業	○聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する事業です。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	人数	50	55	61
要約筆記者派遣事業	人数	4	5	6
手話通訳者設置事業	人数	2	2	2
手話通訳者	人数	8	9	10
要約筆記者(PC・手書き)	人数	20	21	22

■ 意思疎通支援事業見込量確保の方策

- ・ 障害者関係団体、社会福祉協議会などとの連携により、地域における手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者の養成に努めるとともに、通訳者等を確保し、きめ細かなサービス提供体制を整備していきます。

5) 日常生活用具給付等事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
日常生活用具の給付等事業	○日常生活上の便宜を図るため、重度の障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

■ 必要な量の見込み（1か年当たり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護訓練支援用具	人数	20	21	22
自立生活支援用具	人数	36	39	43
在宅療養等支援用具	人数	29	32	35
情報・意思疎通支援用具	人数	33	37	41
排泄管理支援用具	人数	3,348	3,682	4,050
居宅生活動作補助用具	人数	8	8	8

■ 日常生活用具給付等事業見込量確保の方策

- ・ 障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- ・ 支給対象品目、耐用年数、給付基準額などについて必要に応じて見直しを検討します。
- ・ 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

6) 移動支援事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
移動支援事業	○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援	実利用者数	152	154	156
移動支援	延べ利用時間	1,175	1,190	1,206

■ 移動支援事業見込量確保の方策

- ・ニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけるとともに、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施等、事業内容の充実を図ります。

7) 地域活動支援センター事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
地域活動支援センター事業	<p>○障がい者等が通所する施設で、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を実施する事業です。実施する事業内容、規模等によりⅠ型からⅢ型までの事業所があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 ・Ⅱ型、Ⅲ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。また、作業活動等を通じて地域社会の一員として生活することを促進します。

■ 必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	1
	人数	184	184	184
地域活動支援センターⅡ型	箇所	0	0	0
	人数	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	箇所	4	4	4
	人数	53	53	53
地域活動支援センターⅢ型(市外)	箇所	5	5	5
	人数	7	7	7

■ 地域活動支援センター事業見込量確保の方策

- ・障がいのある人等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センター事業者を支援していきます。

8) その他

① 訪問入浴サービス事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
訪問入浴サービス事業	○自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数/月	13	13	14
施設入浴サービス事業	利用実人数/月	1	1	1

■ 訪問入浴サービス事業見込量確保の方策

- ・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

② 日中一時支援事業

■ サービス内容

サービスの種別	実施内容
日中一時支援事業	○家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供する事業です。

■ 必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	実人数/月	196	196	196
	延べ利用日数/年	8,823	8,823	8,823

■ 日中一時支援事業見込量確保の方策

- ・専門的な人材の確保及びサービスの質的な向上を図るよう引き続き事業者働きかけ、安定した供給の確保に努め、障がい児者の日中の居場所の確保や家族の負担軽減・就労などを支援します。

③ 生活サポート事業

■サービス内容

サービスの種別	実施内容
生活サポート事業	○障害支援区分非該当の障がいのある人に対し家事援助を行うことにより、地域での自立した生活を推進します。

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活サポート事業	人数	1	1	1

■生活サポート事業見込量確保の方策

- ・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

④ 社会参加促進事業

■サービス内容

項目	実施内容
社会参加促進事業	○スポーツ教室、座間・海老名二市合同障害者運動会の開催 ○障がい者の作品発表の場の提供 ○点字・音声による広報等の提供を、関係機関、障害者団体等と連携を図りながら行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	箇所	2	2	2
芸術文化講座等開催事業	箇所	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	件数	1	1	1

■社会参加促進事業見込量確保の方策

- ・関係機関、障害者団体等と連携を図りながら、引き続き障がいのある人の社会参加を促進します。

⑤ 自動車運転免許証取得・改造事業

■サービス内容

項目	実施内容
自動車運転免許証取得・改造事業	○自動車免許取得に要する費用の一部を助成し、障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進します。また、身体障がいのある人が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に改造に要する経費を助成します。

■必要な量の見込み（1か年当り）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得助成事業	人数	3	3	3
自動車改造助成事業	人数	3	3	3

■自動車運転免許証取得・改造事業見込量確保の方策

- ・従来事業を継続し、ニーズへの対応と着実な実施を図り、社会活動への参加を促進します。

⑥ 就労支援相談員設置事業

■サービス内容

項目	実施内容
就労支援相談員設置事業	○就労を希望する障がいのある人の相談に応じ、個々のニーズに応じた就労先を紹介するため、市に就労支援相談員を配置します。

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労支援相談員設置事業	人数	1	1	1

■就労支援相談員設置事業見込量確保の方策

- ・従来事業を継続し、引き続き自立支援協議会や関係機関と連携を図りながら職場開拓に努めます。

第7章 計画の推進及び評価

1 計画の推進体制

1) 関係機関・団体との連携

障害者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組めます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「地域自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

2) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、「座間市地域自立支援協議会」で行い、計画の全体的な調整は「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」で行います。

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「座間市地域自立支援協議会」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成32年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

用語解説

	項目	解説
ア行	アスペルガー症候群	広い意味で「自閉症」に含まれるひとつのタイプで、知的な発達や言葉の発達に遅れのない状態。対人関係の不器用さが見られる。
	育成医療	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。
	意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ること。
	一般就労	通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。
	インクルージョン	本来は「包括・包み込む」ことを意味する。教育、福祉の領域においては「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」理念として、捉えられている。
カ行	ガイドヘルパー	主に、障がい者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。
	学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
	学齢児ムーブメント	保育士や社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師の指導による集団遊びや運動遊びなどの中で、日常生活動作を習得し、社会性を身に付け、集団生活の適応を図る
	カラーバリアフリー	色覚障がいの人に対し配慮や工夫することによって誰もがわかりやすいデザインにすること。
	強度行動障がい	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	筋肉を動かし、運動を行うための神経(運動ニューロン)が障がいされる病気。神経の命令が伝わらないことによって、必要な筋肉がだんだん縮み、力が弱くなっていく。原因不明の進行性の病気で、難病にも指定されている。

	筋ジストロフィー	筋肉そのものに遺伝性の異常があり、徐々に筋肉の破壊が生じるさまざまな疾患の総称。筋肉の拘縮、骨格の変形などが生じ、重症例では、歩行不能、呼吸機能障がいなどを引き起こす。
	グループホーム(共同生活援助)	認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。
	ケアホーム(共同生活介護)	2014(平成26)年から、ケアホーム(共同生活介護)はグループホーム(共同生活援助)に統合されている。
	計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。
	高機能自閉症	自閉症と同じ特徴があるが、知的発達の遅れを伴わないもの。
	更生医療	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006(平成18)年4月からは、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。
	高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。高次脳機能障がい者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障がい者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。
	合理的配慮	障がい者と障がい者でない人との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、均等な待遇の確保や障がい者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。 障害者の権利に関する条約において「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
サ行	サービス等利用計画	障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。
	災害時避難行動要支援者名簿	災害時における避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、周りの支援を必要とする人の名簿。地域や関係機関で情報を共有する。

座間あんしんセンター	座間市社会福祉協議会が実施している事業で、認知症高齢者や障がい者に、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払手続き、重要な書類の管理などを支援するサービスを行う。
自閉症	① 社会性の問題、② コミュニケーションの問題、③ 特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性の3つの領域に発達への偏りがある状態。具体的には、相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られる。
障害支援区分	市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。
障害者基本法	障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。 障害者自立支援法に代わって、2013（平成25）年4月1日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。
障害福祉サービス	障害福祉サービスは国により提供される全国一律の福祉サービスで、訪問調査による利用者の障害支援区分（1～6）や、社会活動、介護者、居住等の状況をふまえて個別に支給決定が行われる。
ジョブコーチ	障がい者が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適應援助者」ともいう。
自立支援医療（精神通院医療）	精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療。
自立支援給付	障害者総合支援法に基づいた社会保障サービスで、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具で構成される。サービス内容により、国による「障害福祉サービス」と市町村による「地域生活支援事業」の二つに分かれて提供される。

	自立支援協議会	障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。
	精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。
	相談支援	障害者総合支援法において、「相談支援」とは、「基本相談支援」、「地域相談支援」及び「計画相談支援」のことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を「一般相談支援事業」といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を「特定相談支援事業」という。 「基本相談支援」とは、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を総合的に供与することをいう。 「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいう。 「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。
夕行	地域移行支援	障害者総合支援法において、障がい者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行う。
	地域活動支援センター	障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。
	地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談（地域移行、親元からの自立等）、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等を備えた拠点。

地域生活支援事業	障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟に事業を行う。理解促進、意思疎通支援、成年後見制度利用支援、日常生活用具給付等がある。
地域定着支援	障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行う。
地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする。注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるよりも先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの特徴が見られる。
特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。
特別支援教育	障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。
トライアル雇用	公共職業安定所の紹介により、障がいのある人をトライアル雇用（試行雇用）することで、障がいのある人に関する知識や経験のない事業所に本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけ作りを進める事業。この制度は、職業経験、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。

ナ行	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。障害者総合支援法では、難病等も障がい者の定義に加えられた（2013（平成25）4月1日施行）。
	日常生活用具	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
	日中一時支援	障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするもので、事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。
	NET119（ネット119）	聴覚や言語に障がいのある方のための新しい緊急通報システムで、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができる。
	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
ハ行	発達障がい	発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかったりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障がいが発現するというものではない。主なものとして、アスペルガー症候群、学習障がい、高機能自閉症、自閉症、注意欠陥多動性障がいがある。
	バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。
	ファミリーサポート事業	保育園や幼稚園、小学校、児童ホームなど（保育施設）に通う子どもの送迎や預かりなど、子育ての手助けが必要な方をサポートする制度。
	福祉教育	国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が、主に住民を対象として福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童、生徒に対し、福祉教育がなされている。
	福祉的就労	一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。

	法定雇用率	障がい者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障がいのある人の雇用義務を事業主に課す制度。民間企業の法定雇用率は2.0%、国や地方公共団体等は2.3%。都道府県等の教育委員会2.2%。なお、平成30年4月1日から民間企業2.2%、国・地方公共団体等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%と引き上げになります。
	補装具	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。
マ行	民生委員児童委員	厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員も兼ねる。
	モニタリング	障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため行うもの。
ヤ行	優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたもの。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。
	要約筆記	話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。手書きやパソコンを使った方法などがある。
ウ行	リハビリテーション	心身に障がいある者の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。
	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。
	療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

◆ 資料 編

1 委員会名簿

(1) 座間市地域保健福祉サービス推進委員会委員名簿

平成30年2月1日現在

No.	規則第3条による分類	団体名、役職等	氏名	備考	
1	保健医療団体又は機関	座間市医師会	中川 正行		
2		座間市歯科医師会 理事	土屋 光克		
3	福祉団体	座間市障害者団体連合会 会長	鈴木 孝幸		
4		座間市社会福祉協議会 会長	飛田 昭	会長	
5		座間市民生委員児童委員協議会 会長	阿部 正信		
6		座間市老人クラブ連合会 会長	曾根 齊		
7	社会福祉事業に従事する者	アガペセンター センター長	田中 誠一	副会長	
8		特別養護老人ホームベルホーム 施設長	尾崎 憲一		
9	学識経験者	和泉短期大学 専攻科介護福祉 専攻主任・准教授	佐久間 志保子		
10		元 座間市教育委員長	佐藤 節子		
11	公募市民		城条 洋子		
12			鈴木 八千代		
12	その他市長が必要と認める者	関係行政機関 厚木保健福祉事務所 保健福祉部長	堀 弘子		
13		ボランティア団体	拡大写本サークルつばさ	土屋 暢子	
14			座間市ボランティア連絡協議会 会長	長谷川 昌夫	

(2) 座間市地域自立支援協議会委員名簿

平成30年2月1日現在

No.	区 分	所 属	職	氏 名	備 考
1	障害者支援施設	アガペセンター	施設長	坂口 健	会長
2	小規模施設等連絡協議会	就労継続支援B型事業所 いずみの郷	代表者	宮代 純一	
3	障害福祉 サービス事業者	社会福祉法人 慈湧会	副理事長	草間 幸子	
4		座間市社協在宅サービス事業所	管理者	川島 正史	
5	就労	厚木公共職業安定所	所長	渡辺 修	
6		県央地域就労援助センター ぼむ	所長	坂本 智	副会長
7	教育	神奈川県立座間養護学校	校長	山口 秀子	
8	当事者	座間市障害者団体連合会	会長	鈴木 孝幸	
9	専門相談機関	厚木児童相談所	子ども相談課長	根本 顕	
10		厚木保健福祉事務所	保健予防課長	小山 恵子	
11	医療	相模台クリニック	院長	丸 香奈恵	
12	事務局	障がい福祉課長	課長	中島 千加子	

(3) 座間市障害者計画等策定作業部会委員名簿

No.	種別	団体名	職名	氏名
1	障害者団体連合会	座間市身体障害者協会	会長	鈴木 雅雄
2		座間市視覚障害者協会	会長	新井 修身
3		座間市聴覚障害者協会	会長	川鍋 敏雄
4			役員	中村 眞二
5		座間市手をつなぐ育成会	会長	福村 幸江
6		座間地区自閉症児・者親の会（座間やまびこ）	会長	外川 裕美
7		座間市重度心身障害児者保護者ネットワークゆいま〜る	会長	津田 真弓
8		座間市精神保健福祉促進会（サポートざま）	会長	森岩 州治
9		座間市腎友会	会長	中西 太
10	障害者事業所	アガペセンター	本館生活支援課長	山下 博幸
11			地域支援課長	府川 孝臣
12		社会福祉法人 慈湧会	相談支援管理者	関水 寛
13		NPO法人 roots	理事長	井上 大輔
14		有限会社 介護サービス てまり	児童発達管理責任者・サービス提供責任者	長井 隆政
15		NPO 法人 宝島	所長	米田 真由美
16			赤い屋根管理者	長瀬 昭仁
17		NPO法人 ワークーズ・コレクティブこかげ	副理事長	前田 篤史
18		座間市小規模障害者施設等連絡協議会	かざぐるま所長	野原 美幸

(4) 座間市障害者計画等策定委員会委員名簿

No.	所属	職	氏名
1	市長室危機管理課	危機管理・防災係長	坂本 真二
2	企画財政部財政課	財政係長	小島 重人
3	環境経済部商工観光課	商工観光係長	森谷 一洋
4	健康部健康づくり課	技幹（保健師）	小比田 協子
5	福祉部福祉長寿課	主査(社会福祉主事)	片岡 ゆみ
6	子ども未来部子ども政策課	子ども政策係長	鈴木 修
7	都市部都市計画課	技 幹	扇 茂生
8	教育部教育指導課	副主幹	三須 美紀
9	福祉部障がい福祉課	課 長 (委員長)	中島 千加子
10		障がい福祉係長 (副委員長)	遠入 徹
11		副主幹兼 障がい者支援係長 (副委員長)	亀田 こすえ
12		主 事	和山 亮

(5) 政策会議構成員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	市長	遠藤 三紀夫	座長
2	副市長	小俣 博	
3	教育長	金子 槇之輔	
4	市長室長	田原 順子	
5	企画財政部長	小林 優	
6	総務部長	小林 智之	
7	市民部長	野本 利之	
8	環境経済部長	渡部 稔	
9	健康部長	小林 実	
10	福祉部長	秋山 一美	
11	子ども未来部長	比留川 篤	
12	都市部長	北川 秀幸	
13	教育部長	石川 俊寛	
14	上下水道局長	大矢 康	
15	議会事務局長	吉山 美智雄	
16	監査事務局長	松浦 孝一郎	
17	消防長	落合 勝男	
18	会計管理者	大矢 妃路子	

2 計画策定の経過

(1) 座間市地域保健福祉サービス委員会

開催年月日	内 容
平成 29 年 1 月 16 日	計画策定のためのアンケート調査結果、計画概要について
平成 29 年 12 月 19 日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)について
平成 30 年 3 月 15 日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

(2) 座間市地域自立支援協議会

開催年月日	内 容
平成 29 年 3 月 27 日	計画策定のためのアンケート調査結果、計画概要について
平成 29 年 11 月 1 日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の作成について
平成 30 年 3 月 9 日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

(3) 座間市地域自立支援協議会事務局会議

開催年月日	内 容
平成 29 年 3 月 17 日	計画策定のためのアンケート調査結果、計画概要について
平成 29 年 10 月 26 日	座間市障害者計画及び障害福祉計画(素案)の作成について
平成 30 年 3 月 2 日	座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

(4) 座間市障害者計画等策定作業部会

開催年月日

内 容

平成 29 年 6 月 26 日

計画策定のための概要説明会

平成 29 年 10 月 27～29 日

計画策定のための個別ヒアリング

(5) 座間市障害者計画等策定委員会

開催年月日

内 容

平成 29 年 10 月 11 日

計画策定に係る施策・事業の評価と課題について

(6) 政策会議

開催年月日

内 容

平成 30 年 3 月 19 日

座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画
(案)について

3 意見の反映方法等

(1) アンケート調査の概要

- ① 調査対象 身体障害者手帳所持者 1,000人
療育手帳所持者 500人
精神障害者手帳所持者 500人
- ② 調査期間 平成28年11月7日～11月30日
(集計対象は12月末日到着分まで)
- ③ 調査内容 生活実態、サービスの利用、就労、社会参加等
身体・知的 50問 精神 53問

④回収状況

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	1,000	581	58.1%
知的障がい者	500	207	41.4%
精神障がい者	500	224	44.8%
合計	2,000	1,012	50.6%

(2) 座間市障害者計画等策定作業部会 個別ヒアリング調査の概要

- ① 調査対象 障害者団体、障害者事業所 16団体

障害者団体	障害者事業所
・身体障害者協会	・アガペセンター
・視覚障害者協会	・社福) 慈湧会
・聴覚障害者協会	・NPO) roots
・手をつなぐ育成会	・(有) 介護サービス てまり
・自閉症児・者親の会 (座間やまびこ)	・NPO) 障害者入所施設建設促進会
・重度心身障害児者保護者 ネットワークゆいま〜る	・NPO) 宝島
・精神保健福祉促進会 (サポート座間)	・NPO) ワークス・コレクティブ こかげ
・腎友会	・小規模障害者等施設連絡協議会

- ② 調査期間 平成29年10月27日～29日
- ③ 調査内容 障がい者に対する理解、環境、就労、保健、医療、成果目標等

(3) パブリックコメントの概要

- | | |
|-------|--|
| ①対象者 | 市内在住、在勤、在学者
市内に事務所・事業所を有する法人またはその他の団体
公募事案に利害関係を有する方 |
| ②募集期間 | 平成30年1月18日～平成30年2月16日 |
| ③提出方法 | 持参、郵送、ファクシミリ、メール |
| ④提出者数 | なし |
| ⑤意見総数 | 0 件 |

座間市障害者計画

第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画

発行日：平成 30 年 3 月

発行者：座間市

編集：座間市福祉部障がい福祉課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号

電話 046-255-1111(代表)